

第113回 定時株主総会 招集ご通知



日時：2017年6月23日(金) 午前10時

会場：グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」

(旧 ホテル グランパシフィック LE DAIBA (ル・ダイバ))

※ホテルの名称が変更されておりますが、昨年と同じ会場です。
ご来場の際は、裏表紙のご案内図をご参照ください。

目 次

株主の皆様へ	1
定時株主総会招集ご通知	2
議案 取締役10名選任の件	
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	
Ⅰ. 野村グループの現況に関する事項	17
Ⅱ. 株式に関する事項	27
Ⅲ. 新株予約権等に関する事項	28
Ⅳ. 会社役員に関する事項	30
Ⅴ. 会計監査人に関する事項	35
Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の 整備についての決議の内容および 当該体制の運用状況の概要	36
連結貸借対照表	44
連結損益計算書	45
連結資本勘定変動表	45
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	46
連結計算書類に係る監査委員会の監査報告	47
貸借対照表	48
損益計算書	48
株主資本等変動計算書	49
会計監査人の会計監査報告	50
監査委員会の監査報告	51
株主メモ	54
株主総会会場のご案内	裏表紙

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、国内外ともに、経済面では底堅い動きで推移したものの、国際政治の面では、英国での欧州連合からの離脱 (Brexit) や、米国でのドナルド・トランプ大統領の誕生等、当初の予想を覆す「まさか」の事象が生じました。これを受け、内外の株式市場や債券市場は、総じて、振幅の大きな展開となりました。

このような環境の中、当社は、引き続き、「すべてはお客様のために」という基本観のもと、国内では、営業部門におけるビジネスモデルの変革への取組みを継続するとともに、海外では、欧州・米州ビジネスの戦略的見直しを行い、収益性の改善に努め、海外全地域の税前利益は大幅に改善いたしました。

これらの取組みの結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は1兆4,032億円、当期純利益は2,396億円となり、米国会計基準の適用を開始した2002年3月期以降、2006年3月期に次ぐ高水準となり、EPSも65.65円（希薄化後）となりました。引き続き、2020年3月期の長期経営目標であるEPS100円の達成に向けて、全社を挙げて、取り組んでまいり所存です。

なお、株主の皆様への配当につきましては、当社の配当方針に基づき、年間の配当金額は前期比7円増の1株につき20円とさせていただきます。

野村グループでは、取り巻く環境の変化を絶好の機会 (Chance) として捉え、我々自身も果敢に変革 (Change) していくという思いを込めて、この二つのCを用いて、「Vision C&C」というスローガンを掲げています。

このスローガンのもと、野村グループは、2020年までに、どのような環境下であっても、持続的に成長できるような事業基盤の構築に向けて、引き続き、経営資源の最適配分に努めるとともに、「アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループ」として、国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供し、経済の成長や社会の発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2017年5月



取締役 兼 代表執行役社長
グループCEO

永井 浩二

(証券コード 8604)

2017年5月31日

株主各位

東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村ホールディングス株式会社
取締役兼代表執行役社長
グループCEO 永井浩二

定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、同封の議決権行使書をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、**書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができます**ので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2017年6月22日(木曜日)午後5時30分までに、同封の議決権行使書に賛否をご表示の上、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、4頁に記載の「議決権行使に関するご案内」をご参照の上、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2017年6月23日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレロワイヤル」
(旧 ホテル グランパシフィック LE DAIBA(ル・ダイバ))
※「パレロワイヤル」が満席となった場合、第二会場等をご案内いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

※ホテルの名称が変更されておりますが、昨年と同じ会場です。
ご来場の際は、裏表紙のご案内図をご参照ください。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第113期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第113期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 議案 取締役10名選任の件

※議決権の行使に関する事項

- (1) 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
- (2) 電磁的方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書とあわせてご提出ください。

以上

◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には含まれておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 事業報告の「Ⅶ.当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類、計算書類およびその他添付書類の記載に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

◎ 第113期剰余金の配当(期末)のお支払いについて

当社は、2017年4月27日開催の取締役会において、剰余金の配当(期末)を1株につき11円とし、2017年6月1日を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。配当金のお受け取りに関しては、54頁の「株主メモ」をご覧ください。

◎ 議決権行使に関するご案内

インターネット等の電磁的方法による議決権行使のご案内

電磁的方法により議決権行使を行う場合は、次の事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. インターネット等による議決権行使方法

(1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社が指定する議決権行使サイト

(<http://www.evotep.jp/>)において行使が可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話またはスマートフォンを利用して

右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



(2) 上記議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(3) 株主様以外の第三者による不正アクセス(いわゆる「なりすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更(新しいパスワードの登録)をお願いいたします。

(4) 議決権行使は、株主総会前日<2017年6月22日(木曜日)>午後5時30分まで可能ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

2. 留意事項

(1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット等の利用環境、スマートフォンまたは携帯電話の機種等によっては、インターネット等による議決権行使ができない場合もございます。

*「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使サイトに関するお問合せ
三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部(ヘルプデスク)
電話(受付 9:00 ~ 21:00) 0120-173-027(通話料無料)

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

2.

なが い こう じ
永 井 浩 二
(1959年1月25日生)

執行役兼務

重任

所有する当社株式数：普通株式 284,800株



取締役
代表執行役社長
グループCEO

1981年 4月 当社入社
 2003年 4月 野村証券(株)取締役
 2003年 6月 同社執行役
 2007年 4月 同社常務執行役
 2008年10月 同社常務(執行役員)
 2009年 4月 同社執行役兼専務(執行役員)
 2011年 4月 同社Co-COO兼執行役副社長
 2012年 4月 当社執行役員(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)
 2012年 8月 当社代表執行役グループCEO(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)
 2013年 6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO(兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役社長)
 2017年 4月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO(兼 野村証券(株)取締役会長)(現任)

(重要な兼職状況)

野村証券(株)取締役会長

(取締役候補者とした理由)

同氏は、野村証券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、2012年8月より当社代表執行役グループCEO(2013年6月より取締役兼務)を務めております。
 当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者としていたしました。

注1：2001年10月、当社は持株会社に改組し、社名を野村証券株式会社から「野村ホールディングス株式会社」に改め、証券会社の営業は会社分割により新設した子会社の野村証券株式会社に承継いたしました。2001年10月以前の当社における略歴は、それ以前の証券会社における地位および担当を記載しております。

注2：2003年6月から、当社は、指名・報酬・監査の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制(指名委員会等設置会社)を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役(非業務執行取締役)はこれを行わず、主に監督機能を担っております。



取締役
代表執行役副社長
グループCOO

1982年 4月 当社入社
 2004年 4月 当社執行役（兼 野村証券(株)執行役）
 2008年 4月 野村証券(株)常務執行役
 2008年10月 同社常務（執行役員）
 2012年 8月 同社代表執行役副社長
 2013年 4月 同社取締役兼代表執行役副社長
 2014年 4月 当社執行役（兼 野村証券(株)代表執行役副社長）
 2016年 4月 当社代表執行役グループCOO（兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役副社長）
 2016年 6月 当社取締役兼代表執行役グループCOO
 （兼 野村証券(株)取締役兼代表執行役副社長）
 2017年 4月 当社取締役兼代表執行役副社長グループCOO（兼 野村証券(株)取締役）（現任）

（重要な兼職状況）

野村証券(株)取締役

（取締役候補者とした理由）

同氏は、当社ホールセール部門CEO（執行役）や野村証券(株)代表執行役副社長等を歴任し、2016年4月より当社代表執行役グループCOO（同年6月より取締役兼務）を務めております。当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者といたしました。

4. みや した ひさ と
宮 下 尚 人
(1958年12月26日生)

非業務執行取締役 **重任**

所有する当社株式数：普通株式 52,000株



取締役
監査委員（常勤）

- 1987年 7月 当社入社
- 1993年 6月 スイス・ユニオン銀行（現、UBS）入社
- 1996年 8月 バンカーズ・トラスト・アジア・セキュリティーズ Ltd.入社
- 1998年 4月 クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社（東京支店）入社
- 1999年12月 日興シティグループ証券(株)（現、シティグループ証券(株)）入社
- 2005年 3月 同社執行役 内部管理統括責任者
- 2009年 7月 当社グループ・コンプライアンス部長
- 2012年 4月 当社執行役員 ホールセール・コンプライアンス・ヘッド
- 2012年 6月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者
（兼 野村証券(株)執行役員）
- 2013年 4月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者
（兼 野村証券(株)代表執行役 内部管理統括責任者）
- 2015年 4月 当社執行役員 コーポレート統括補佐兼グループ・コンプライアンス統括責任者
（兼 野村証券(株)代表執行役兼常務（執行役員） 内部管理統括責任者）
- 2016年 4月 当社顧問
- 2016年 6月 当社取締役（現任）

（重要な兼職状況）

- 野村アセットマネジメント(株)取締役
- 野村信託銀行(株)取締役
- 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)監査役

（取締役候補者とした理由）

同氏は、当社を含む複数の証券会社において長年法務・コンプライアンス業務に従事し、野村グループのコンプライアンス統括責任者を務めるなど、コンプライアンス分野における豊富な経験と知見を有しております。
同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き常勤の監査委員を務める予定であり、野村グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者としたしました。

同氏は、**執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役**であります。

【社外取締役候補者(候補者番号5~10)】

社外取締役候補者6名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。

また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員(株)東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役に指定しております。

ご参考：野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループに対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

(1) 本人が、現在または過去3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。

① 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- ・当社の業務執行者(*1)が役員に就任している会社の業務執行者
- ・当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者
- ・当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

② 当社の主要な借入先(*2)の業務執行者

③ 当社の主要な取引先(*3)の業務執行者(パートナー等を含む)

④ 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者

⑤ 一定額を超える寄付金(*4)を当社より受領している団体の業務を執行する者

(2) 本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者(重要でない者を除く)に該当しないこと。

① 野村グループの業務執行者

② 上記(1)①~⑤に掲げる者

(注)

*1 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

*2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

*3 主要な取引先とは、ある取引先の野村グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額を超える取引先をいう。

*4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上

5. くさ かり たか お
草刈隆郎
(1940年3月13日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有する当社株式数：普通株式 0株



社外取締役
指名委員
報酬委員

在任年数：6年

取締役会への出席状況：
11回／11回

指名委員会への出席状況：
5回／5回

報酬委員会への出席状況：
3回／3回

1964年 4月 日本郵船(株)入社
1999年 8月 同社代表取締役社長
2002年 4月 同社代表取締役社長経営委員
2004年 4月 同社代表取締役会長経営委員
2006年 4月 同社代表取締役会長・会長経営委員
2009年 4月 同社取締役・相談役
2010年 6月 同社相談役
2011年 6月 当社社外取締役(現任)
2015年 4月 日本郵船(株)特別顧問(現任)

(重要な兼職状況)

日本郵船(株)特別顧問
日本石油輸送(株)社外取締役(予定)

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、日本郵船(株)代表取締役社長や日本経済団体連合会副会長等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。



社外取締役
指名委員
報酬委員

在任年数：2年

取締役会への出席状況：
11回／11回

指名委員会への出席状況：
4回／4回

報酬委員会への出席状況：
2回／2回

監査委員会への出席状況：
5回／5回

(指名委員および報酬委員
就任後に開催されたすべての
指名委員会および報酬委
員会ならびに監査委員退任
前に開催されたすべての監
査委員会に出席)

1976年 4月 日本専売公社（現、日本たばこ産業(株)）入社
1999年 6月 同社取締役
2001年 6月 同社取締役退任
2005年 6月 同社取締役
2006年 6月 同社代表取締役社長
2012年 6月 同社取締役会長
2014年 6月 同社特別顧問
2015年 6月 当社社外取締役（現任）
2016年 7月 日本たばこ産業(株)顧問（現任）

(重要な兼職状況)

日本たばこ産業(株)顧問
旭硝子(株)社外取締役
(株)IHI社外取締役

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、日本たばこ産業(株)代表取締役社長や取締役会長等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。
同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。
なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

7. しま ざき のり あき
島 崎 憲 明
(1946年8月19日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有する当社株式数：普通株式 1,900株



社外取締役

監査委員（委員長）

在任年数：1年

取締役会への出席状況：
8回／8回

監査委員会への出席状況：
11回／11回

（社外取締役および監査委員就任後に開催されたすべての取締役会および監査委員会に出席）

- 1969年 4月 住友商事(株)入社
- 1998年 6月 同社取締役
- 2002年 4月 同社代表取締役 常務取締役
- 2003年 1月 金融庁 企業会計審議会委員
- 2004年 4月 住友商事(株)代表取締役 専務執行役員
- 2005年 4月 同社代表取締役 副社長執行役員
- 2009年 1月 国際会計基準委員会財団（現、IFRS財団）評議員
- 2009年 7月 住友商事(株)特別顧問
- 2011年 6月 公益財団法人財務会計基準機構 理事
- 2011年 6月 日本証券業協会公益理事 自主規制会議議長
- 2013年 9月 IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー（現任）
- 2013年 9月 日本公認会計士協会 顧問（現任）
- 2016年 6月 当社社外取締役（兼 野村証券(株)取締役）（現任）

（重要な兼職状況）

- （株）オートバックスセブン社外取締役
- （株）UKCホールディングス社外取締役
- （株）ロジネットジャパン社外取締役
- 野村証券(株)取締役

（社外取締役候補者とした理由）

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、また、国際的な会計制度について米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しております。同氏は、住友商事(株)代表取締役 副社長執行役員、金融庁 企業会計審議会委員、国際会計基準委員会財団 評議員、公益財団法人財務会計基準機構 理事等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員（委員長）を務める予定です。



社外取締役
監査委員

在任年数：6年

取締役会への出席状況：
11回／11回

監査委員会への出席状況：
16回／16回

1968年 4月 警察庁入庁
1992年 4月 熊本県警察本部長
1995年 8月 警察庁国際部長
1996年10月 国際刑事警察機構 (ICPO) 総裁
2000年 8月 警察大学校長
2001年 4月 内閣官房 内閣情報官
2007年 1月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
2007年 2月 シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセラー (現任)
2011年 6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職状況)

シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセラー
日本テレビホールディングス(株)社外監査役
(株)リケン社外取締役

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、警察庁国際部長、国際刑事警察機構(ICPO)総裁、内閣情報官等を歴任した後、現在は弁護士として法律に関する高度な専門性を有して活躍され、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員を務める予定です。

9.

その
園 ま り

(1952年2月20日生)

社外取締役・独立役員

新任

所有する当社株式数：普通株式 0株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等



1976年10月 日新監査法人（現、新日本有限責任監査法人）入所
 1979年 3月 公認会計士登録
 1988年11月 センチュリー監査法人（現、新日本有限責任監査法人）社員
 1990年11月 大蔵省公認会計士審査会「公認会計士試験制度小委員会」委員
 1992年 4月 大蔵省企業会計審議会委員
 1994年12月 センチュリー監査法人（現、新日本有限責任監査法人）代表社員
 2002年10月 内閣府情報公開審査会（現、総務省情報公開・個人情報保護審査会）委員
 2005年 4月 東京都包括外部監査人
 2008年 7月 新日本有限責任監査法人シニアパートナー
 2012年 8月 新日本有限責任監査法人退所
 2013年12月 証券取引等監視委員会委員

(重要な兼職状況)

該当なし

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、長年の公認会計士としての経験から企業会計についての高い専門性を有しており、東京都包括外部監査人、大蔵省企業会計審議会委員等を歴任されました。また、監査法人を退所後は証券取引等監視委員会委員を務められ、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏が取締役を選任された場合、本総会終了後、同氏は監査委員を務める予定です。

(独立性に関する補足事項)

同氏は、過去に当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人のシニアパートナーを務めておりましたが、以下の理由から当社は、同氏の経歴は当社の社外取締役としての独立性に何ら影響をおよぼすものではないと判断しております。

- ・同氏は、新日本有限責任監査法人を退所後既に5年弱が経過しており、退所後は同監査法人の運営や財務方針には一切関与していないこと。
- ・同氏は、同監査法人に在籍中に当社の会計監査に関与したことはなく、金融機関を担当する金融部に所属したこともないこと。

また、同氏は、当社の社外取締役の独立性基準、(株)東京証券取引所の定める独立役員としての要件に加え、当社の監査委員に求められるニューヨーク証券取引所の独立性基準も満たしております。



社外取締役

在任年数：6年

取締役会への出席状況：
11回／11回

1972年 8月 Price Waterhouse, Singapore 入所
 1992年 1月 同所 マネージング・パートナー
 1998年 10月 The Singapore Public Service Commission メンバー（現任）
 1999年 7月 PricewaterhouseCoopers, Singapore エグゼクティブ・チェアマン
 2002年 9月 Land Transport Authority of Singapore チェアマン
 2004年 9月 Olam International Limited インディペンデント・ディレクター
 2011年 6月 当社社外取締役（現任）
 2011年 11月 Accounting Standards Council, Singapore チェアマン
 2013年 4月 Singapore Accountancy Commission チェアマン
 2016年 9月 Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・チェアマン（現任）

(重要な兼職状況)

Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・チェアマン
 Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、国際的な会計制度に精通しており、プライスウォーターハウスクーパース（シンガポール）の会長やシンガポールの公職等を歴任され、1998年から2010年にかけて三度にわたり同国より勲章を授与される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きそのグローバルで豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

注3：10名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注4：当社は、取締役候補者 宮下尚人、草刈隆郎、木村宏、島崎憲明、兼元俊徳およびMichael Lim Choo Sanの各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令の規定する額のいずれか高い額になります。本総会において宮下尚人、草刈隆郎、木村宏、島崎憲明、兼元俊徳およびMichael Lim Choo Sanの各氏の責任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 園マリ氏が取締役に選任された場合、当社は同氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。

注5：当社子会社である野村証券(株)は、公募増資案件にかかる法人関係情報に関する管理態勢に不備が認められた等として、2012年8月、金融庁から業務改善命令を受けました。同社は、法人関係情報の社内外における伝達方法や情報管理体制の見直し等の改善策について、同年12月末までにすべての施策を実施いたしました。同社の社外取締役であった社外取締役候補者 草刈隆郎および兼元俊徳の各氏(2016年3月31日付退任)は、日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点からの発言を行い、改善策を定着させ有効に機能させ続けるための取組み等に関して様々な提言を行いました。

(ご参考)

定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	古賀 信 行 (委員長)	草 刈 隆 郎	木 村 宏	
報酬委員会	古賀 信 行 (委員長)	草 刈 隆 郎	木 村 宏	
監査委員会	島 崎 憲 明 (委員長)	兼 元 俊 徳	園 マ リ	宮 下 尚 人

(添付書類)

第113期 事業報告

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

I. 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

野村グループは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標といたします。

「アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループ」として国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献してまいります。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として1株当たり当期純利益 (EPS) を重視し、当該指標の持続的改善を図るものといたします。

(2) 業務運営体制

野村グループの業務運営は、統一された戦略のもとに、個々の会社単位ではなく、部門および地域を中心として行われております。野村グループの部門は、営業部門、アセット・マネジメント部門およびホールセール部門の3部門で構成されております。また、野村グループの地域は、米州、欧州、アジアおよび日本の4地域で構成されております。野村グループでは、各部門・各地域に適切な範囲で権限を委譲し、それぞれの分野での専門性の向上を図ると同時に、部門間・地域間のグローバルな連携を強化し、競争力のある業務運営体制を構築しております。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

当期の世界経済は、地域ごとに異なる動きが見られるものの、緩やかな成長回復が続きました。米国では、実質GDP成長率が2016年の上期に低迷し、下期は持ち直したものの、2016年通年では前年に比べて減速となりました。ただし、FRB (米連邦準備制度理事会) は経済見通しに対する下振れリスクが後退したと判断し、2016年12月以降に二回の利上げを実施しました。欧州では、設備投資の増加や財政支出拡大などにより、英国を含めて実体経済は良好に推移しました。また、アジア地域は米中の需要回復を受けて輸出が持ち直しているほか、景気刺激策の効果から内需が底堅く推移しています。

一方、日本経済は、緩やかな拡大を見せました。世界的な製造業活動の持ち直しとともに、7-9月期以降は日本からの輸出も明確な増加基調に入りました。設備投資も持ち直しの動きを見せております。また、2017年1月に発足した米国トランプ政権については、両国は2月の首脳会談において、日本の副総理、米国の副大統領による経済対話の創設で合意しました。

東証株価指数 (TOPIX) は2016年3月末の1,347.20ポイントから、2017年3月末には1,512.60ポイントに、また日経平均株価も2016年3月末の16,758.67円から、2017年3月末には18,909.26円と上昇しました。また、2016年3月末に1ドル=112円台で終わった円ドル相場は、英国国民投票や米国大統領選挙などの政治イベントに強く影響されながら両方向に大きく変動し、2017年3月末には111円台となりました。国債利回りは、マイナス金利政策の下で7月末までは低下傾向が続きました。それ以降は、行き過ぎた緩和政策が見直されるのではないかと観測や、米国の長期金利上昇などの影響で上昇傾向に転じ、2017

連結経営成績

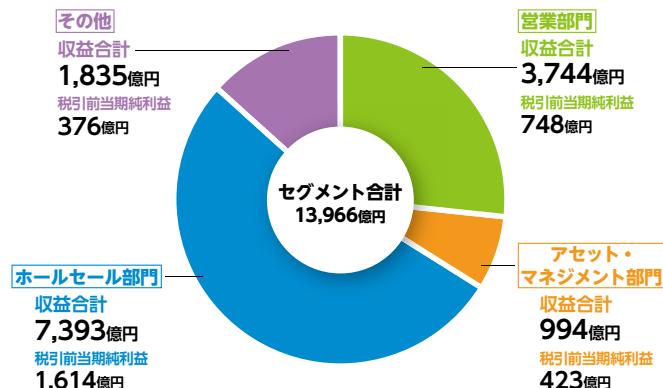
	第112期 (2015.4.1~ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1~ 2017.3.31)	対前期比較 増減率
収益合計 (金融費用控除後)	13,957億円	14,032億円	0.5%
金融費用以外の費用計	12,305億円	10,804億円	△12.2%
税引前当期純利益	1,652億円	3,228億円	95.4%
法人所得税等	226億円	802億円	255.1%
当期純利益	1,426億円	2,426億円	70.1%
差引：非支配持分に 帰属する当期純利益	110億円	29億円	△73.2%
当社株主に帰属する 当期純利益	1,316億円	2,396億円	82.1%
株主資本当社株主に帰属する 当期純利益率(ROE)	4.9%	8.7%	—

年3月末に新発10年国債利回りは0.065%となりました。

金融規制に関しては、自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等、バーゼルⅢと呼ばれる規制の適用に加え、当社は「国内のシステム上重要な銀行」のひとつに指定されており、国内外の金融機関に対する監督強化のための広範囲な規制改革に引き続き注意深く対応することが必要となっております。

このように当社を取り巻く環境が大きく変動する中、野村グループでは、「すべてはお客様のために」という基本観のもと、国内では、営業部門におけるビジネスモデルの変革への取組みを継続するとともに、海外では、欧州・米州ビジネスの戦略的見直しを行い、収益性の改善に努めてまいりました。営業部門は、投資一任残高が着実に増加した一方、アセット・マネジメント部門は、資金流入等により運用資産残高が過去最高を更新しまし

第113期 収益構成



た。また、ホールセール部門は、コスト水準を大幅に引き下げたことに加え、好調な金利関連ビジネス等を背景にフィクスト・インカムが収益を伸ばしました。

その結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期と比較して0.5%増の1兆4,032億円、金融費用以外の費用は同12.2%減の1兆804億円となりました。税引前当期純利益は3,228億円、当社株主に帰属する当期純利益は2,396億円となりました。株主資本利益率（ROE）は8.7%となり、また、当期のEPS（注）は前期の35.52円から65.65円となっております。なお、2017年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり11円とし、年間での配当は1株につき20円といたしました。

（注）希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

(2)セグメント情報

当社は、業務運営および経営成績を、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。

セグメント情報(セグメント合計)

	(単位：億円)		(%)
	第112期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	14,164	13,966	△1.4
金融費用以外の費用計	12,305	10,804	△12.2
税引前当期純利益	1,858	3,162	70.1

営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報(セグメント合計)における当期の収益合計(金融費用控除後)は前期比1.4%減の1兆3,966億円、金融費用以外の費用は同12.2%減の1兆804億円、税引前当期純利益は同70.1%増の3,162億円となりました。

営業部門

	(単位：億円)		(%)
	第112期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	4,356	3,744	△14.0
金融費用以外の費用計	3,080	2,996	△2.7
税引前当期純利益	1,276	748	△41.4

収益合計(金融費用控除後)は、前期比14.0%減の3,744億円、金融費用以外の費用は同2.7%減の2,996億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同41.4%減の748億円となりました。

営業部門では、「すべてはお客様のために」という基本観のもと、「お客様の信頼と満足度を高めることで、ビジネスを拡大すること」、その結果として「多くの人に必要とされる金融機関になること」を目指し、ビジネスモデルの変革に取り組んでまいりました。当期は先行きが不透明な市場環境を背景に、株式や投資信託・保険契約の販売が減速する中、お客様お一人おひとりの悩みやご要望をヒアリングし、最適なソリューションを提供する、コンサルティング営業への取組みを継続しました。この結果、投資一任残高の拡大等により、収入の安定化が着実に進捗しています。また、お客様からお預りしている資産の残高も前期末比で増加しており、過去最高に近い水準となっています。

アセット・マネジメント部門

	(単位：億円)		(%)
	第112期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	954	994	4.2
金融費用以外の費用計	587	571	△2.8
税引前当期純利益	367	423	15.5

収益合計(金融費用控除後)は、前期比4.2%増の994億円、金融費用以外の費用は同2.8%減の571億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同15.5%増の423億円となりました。

投資信託ビジネスでは、マネーフアンドから資金流出がありました。また、地域金融機関向けの私募投信やETFへの資金流入が運用資産残高の増加へ寄与しました。また、投資顧問ビジネスでは、国内公的年金から資金流入が継続しました。海外ではハイ・イールド・プロダクトを中心に資金が流入しました。この結果、2017年3月末の運用資産残高は前期末比で増

加しております。また、当期は、戦略的パートナーのアメリカン・センチュリー・インベストメンツ社からの配当収入が収益へ寄与しています。

ホールセール部門

	(単位：億円)		(%)
	第112期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	7,203	7,393	2.6
金融費用以外の費用計	7,049	5,778	△18.0
税引前当期純利益	154	1,614	948.0

ホールセール部門は、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されています。

収益合計(金融費用控除後)は前期比2.6%増の7,393億円、金融費用以外の費用は同18.0%減の5,778億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同948.0%増の1,614億円となりました。

グローバル・マーケット

海外での業績が回復し、前期比増収となりました。特にフィクスト・インカム関連ビジネスが、顧客フローの拡大から大幅な増収となり、市場出来高の低迷によるエクイティ関連ビジネスの減収をカバーしました。地域別では、米州および欧州では前期比大幅な増収となり、日本およびアジアでも、前期比並みの収益を確保いたしました。

インベストメント・バンキング

日本は株式発行額が大きく減少する中、大型IPOでジョイント・グローバル・コーディネーターを務める等、多数の案件に関与し株式引受のリーグテーブルで首位となりました。海外は2010年3月期以降で最高収益となった米州を中心に実績を積み上げ、前期比増収となりました。また、地域間や部門間の連携を促進し、世界各地でM&A案件およびこれに付随するファイナンスや金利・為替などのソリューション案件等を多数手掛けました。

その他

	(単位：億円)		(%)
	第112期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	1,651	1,835	11.2
金融費用以外の費用計	1,589	1,459	△8.2
税引前当期純利益	61	376	511.8

収益合計(金融費用控除後)は前期比11.2%増の1,835億円、また、金融費用以外の費用は同8.2%減の1,459億円、税引前当期純利益は同511.8%増の376億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村証券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナルplcおよびノムラ・インターナショナル・ファンディングPte.Ltd.が外部からの借入や債券発行などを行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行っております。営業部門においては、リテール営業のビジネスモデルの変革に貢献するためのシステム投資を実施すると共に、災害時に対応するシステムを強化しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

4. 財産および損益の状況

項 目 \ 期 別	第110期 (2013.4.1~2014.3.31)	第111期 (2014.4.1~2015.3.31)	第112期 (2015.4.1~2016.3.31)	第113期 (2016.4.1~2017.3.31)
収益合計	18,318億円	19,306億円	17,231億円	17,155億円
収益合計(金融費用控除後)	15,571億円	16,042億円	13,957億円	14,032億円
税引前当期純利益	3,616億円	3,468億円	1,652億円	3,228億円
当社株主に帰属する 当期純利益	2,136億円	2,248億円	1,316億円	2,396億円
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	57.57円	61.66円	36.53円	67.29円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	55.81円	60.03円	35.52円	65.65円
総資産	435,203億円	417,832億円	410,902億円	428,521億円
当社株主資本合計	25,137億円	27,078億円	27,002億円	27,899億円

(注) 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。

5. 対処すべき課題

野村グループでは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて、企業価値を高めることを経営目標として掲げております。企業価値の向上にあたっては、さまざまな環境変化に柔軟に対応し、安定的な利益成長を達成するための経営指標として、1株当たり当期純利益(EPS)を重視し、その持続的な改善を図るものとしております。

経営目標の達成に向けた最重点課題として、全地域、全部門における黒字化に取り組んでおります。「Vision C&C」のスローガンのもと、引き続き、国内におけるビジネスモデルの変革と海外における収益性のさらなる改善への取組みを継続することにより、厳しい環境下でも持続的に成長できる事業基盤の構築を目指してまいります。

また、適正な財務基盤を維持しつつ、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図るため、変化の著しい国際政治情勢等の把握に努めるとともに、各種国際金融規制や様々なイノベーションの進展等を含むグローバルな事業環境の変化に柔軟かつ確実に対応してまいります。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

【営業部門】

営業部門においては、「お客様の信頼と満足度を高めることで、ビジネスを拡大すること」、その結果として「多くの人に必要とされる金融機関になること」を目指し、ビジネスモデルの変革に取り組んでいます。お客様一人おひとり

の多様化するご要望やニーズに寄り添い、的確にお応えすることで、お客様満足度のさらなる向上と、ビジネスの拡大を図ってまいります。また、対面によるコンサルティング営業に加えて、支店セミナー、インターネット、コールセンターなどを通じて、幅広い層のお客様に付加価値の高いソリューションを提供することで、新たなお客様からの信頼獲得にも努めてまいります。

【アセット・マネジメント部門】

投資信託ビジネスにおいては、投資家の幅広い投資ニーズに応える多様な投資機会を、投資顧問ビジネスにおいては、国内外の投資家へ付加価値の高い運用サービスを提供することにより、顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。アジアに本拠を持ち、幅広い商品・サービスの提供力を有する特色ある運用会社として、運用パフォーマンスの向上に努めるだけでなく、多様化するお客様のニーズに応えることで、世界の投資家から高く信頼される存在を目指してまいります。

【ホールセール部門】

グローバル・マーケットにおいては、野村グループのトレーディング力、リサーチ力や販売力などを活用して、付加価値と競争力の高い商品やソリューションをお客様に提供することに取り組んでおります。また、様々な商品や市場において、継続的に流動性を提供することに尽力し、業界最高水準の市場アクセスや執行サービスの提供に努めております。

一方、インベストメント・バンキングにおいては、お客様のビジネス活動のグローバル化が進む中、クロスボーダーM&Aの体制を一層強化するとともに、国内外の市場での資金調達をサポートしてまいります。また、M&Aや資金調達に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューション・ビジネスの提供に努めてまいります。

ホールセール部門では、お客様のニーズに応えるために、当社が強みを有する分野に経営資源を集約するとともに、グローバル・マーケットおよびインベストメント・バンキング、ならびに部門や地域をまたいだ連携を一層強化してまいります。グローバルに変動するマクロ経済や市場環境に応じて進化するお客様の期待に応えるべく、引き続き商品やサービスの改善を図るとともに、野村グループが持つアジア地域での優位性を活かしてまいります。

【リスクマネジメント、コンプライアンスなど】

野村グループでは、経営理念、戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの内容をリスク・アペタイトとして定めています。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性確保および企業価値の向上に努めてまいります。

コンプライアンスについては、野村グループがビジネスを展開している各国の法令および規則を遵守するための管理態勢の改善に向け、引き続き注力してまいります。加えて、単に法令および規則の遵守にとどまらず、野村グループに対する社会およびお客様からの信頼に応え、金融・資本市

場の一層の発展に資するべく、役職員全員がより高い倫理観を持って業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施し、実効性をさらに高めてまいります。

なお、野村グループでは、2012年の野村証券における公募増資にかかる業務改善命令事案などの経験を踏まえ、2015年より「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、毎年この日にすべての役員および社員が過去の不祥事からの教訓を再認識し、各種施策を通じて再発防止と社会からの信頼の獲得および維持に向けて決意を新たにすることとしております。こうした取組みを通じて、健全な企業風土の醸成に努めるとともに、役員および社員一人ひとりが、資本市場に携わるプロフェッショナルとしての職業倫理観を持ち、顧客への情報伝達や取引推奨における不正防止はもとより、内部管理態勢の一層の強化および充実に取り組んでまいります。

以上の取組みにより、野村グループ全体の収益力を強化し、経営目標の達成と企業価値の極大化を図ってまいります。3部門および地域間の連携を推し進め、アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループとして、金融・資本市場の安定とさらなる拡大および発展に尽力してまいります。

6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業などを営んでおります。当社の事業別セグメントは、営業部門、アセット・マネジメント部門およびホールセール部門の区分で構成されております。

7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社(東京)

野村証券株式会社 本支店(計158店)

東京都	35店	関東地方(東京都を除く)	37店
北海道地方	5店	東北地方	9店
北陸地方	4店	中部地方	16店
近畿地方	28店	中国地方	9店
四国地方	4店	九州・沖縄地方	11店

野村アセットマネジメント株式会社(東京、大阪、福岡)

野村信託銀行株式会社(東京、大阪)

野村ファシリティーズ株式会社(東京)

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社(東京)

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.

(アメリカ・ニューヨーク市)

ノムラ・インターナショナルPLC(イギリス・ロンドン市)

ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インスティネットInc. (アメリカ・ニューヨーク市)

(3) 使用人の状況

使用人数(人)	前事業年度末比増減(人)
28,186	679(減)

- (注)1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計(臨時使用人を除く)を記載しております。
2. 使用人数は就業人員数であります。

(4)重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	事業内容
野村証券株式会社	東京都中央区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	171億80百万円	100%	投資信託委託業、投資顧問業
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	350億円	100%	銀行業、信託業
野村ファシリティーズ株式会社	東京都中央区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	東京都千代田区	1,767億75百万円	100%	金融業
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	54億3,896万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	36億5,000万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	17億2,249万米ドル	100%*	持株会社
インスティネットInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億1,350万米ドル	100%*	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	92億5,132万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	99億9,123万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	5億5,500万米ドル	100%*	金融業
ノムラ・キャピタル・マーケッツLIMITED	イギリス・ロンドン市	30億9,250万米ドル	100%	金融業
ノムラ・アジア・ホールディングN.V.	オランダ・アムステルダム市	1,399億82百万円	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナル (ホンコン) LIMITED	香港	1,767億11百万円	100%*	証券業
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%*	証券業、金融業

- (注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社(主にアメリカを所在地とする会社)につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の*は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。
2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,285社、持分法適用会社は株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、15社となりました。
3. ノムラ・キャピタル・マーケッツLIMITEDは、野村グループのデリバティブ取引にかかるリスクを集約するための会社として活用してきましたが、グループ全体での子会社構成の再編に伴い解散することを決定したため、2020年3月31日を目途に清算する予定です。
4. ノムラ・アジア・ホールディングN.V.は、野村グループの経営体制の見直しにあたり解散することを決定したため、2019年3月31日を目途に清算する予定です。

8. 主要な借入先の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	長期借入金	340,104
株式会社みずほ銀行	長期借入金 短期借入金(注)	310,090 20,000
株式会社三井住友銀行	長期借入金	322,757
株式会社りそな銀行	長期借入金	50,000
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	165,935
三菱UFJ信託銀行株式会社	長期借入金	100,000
みずほ信託銀行株式会社	長期借入金	30,000
株式会社千葉銀行	長期借入金	45,347
株式会社静岡銀行	長期借入金	35,000
株式会社八十二銀行	長期借入金	30,000
農林中央金庫	長期借入金	50,342
明治安田生命保険相互会社	長期借入金	32,374

(注)1年以内返済期限到来の長期借入金です。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。

必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動に伴うリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、パーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回(基準日:9月30日、3月31日)といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性を見込める事業分野に有効投資してまいります。

自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する財務政策の選択肢として検討してまいります。自己株式の取得枠の設定を決定した場合には、速やかに公表し、当社の運営方針に従って実行してまいります。

(当期の剰余金の配当)

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2016年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり9円

をお支払いいたしました。2017年3月31日を基準日とする配当金につきましては、1株当たり11円をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき20円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)
2016年10月28日 取締役会	2016年 9月30日	32,004	9.00
2017年4月27日 取締役会	2017年 3月31日	38,821	11.00

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

(企業結合の状況)

当社は、2017年4月1日付で、ノムラ・アジア・ホールディングN.V.株式の管理事業に関して有する権利義務を会社分割により野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社に承継しました。

II. 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株
各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,822,562,601株

3. 株主数 379,603名

4. 上位10名の株主

株主名	持株数および持株比率	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	千株 204,409	% 5.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	152,015	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	74,128	2.1
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	61,747	1.7
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリートイー 505234	55,202	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	54,864	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	54,364	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	54,153	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	46,852	1.3
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌブイ 10	44,288	1.3

(注) 1. 当社は、2017年3月31日現在、自己株式を293,373千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式 121,010,524株

取得価額の総額 61,338,190千円

うち、取締役会決議により買い受けた株式

普通株式 120,987,200株

取得価額の総額 61,324,548千円

買受けを必要とした理由

ストック・オプションの行使に伴い交付する株式への充当、資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため。

(2) 処分した株式

普通株式 40,677,868株

処分価額の総額 25,797,255千円

(3) 当事業年度末日における保有株式

普通株式 293,373,425株

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年4月27日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議いたしました。

(1) 理由

ストック・オプションの行使に伴い交付する株式への充当、資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため。

(2) 取得する株式の種類および総数

普通株式 1億株 (上限)

(3) 取得価額の総額 800億円 (上限)

(4) 取得期間 2017年5月17日から2018年3月30日

(5) 取得方法 信託方式による市場買付け

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第34回	2010. 5.18	1,221個	122,100株	2012. 5.19~2017. 5.18	1円
第35回	2010. 5.18	3,513個	351,300株	2012. 5.19~2017. 5.18	1円
第37回	2010. 7.28	5,160個	516,000株	2012. 4.30~2017. 4.29	1円
第38回	2010. 7.28	4,827個	482,700株	2013. 4.30~2018. 4.29	1円
第39回	2010.11.16	12,099個	1,209,900株	2012.11.16~2017.11.15	474円
第40回	2011. 6. 7	5,008個	500,800株	2012. 5.25~2018. 5.24	1円

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第41回	2011. 6. 7	8,628個	862,800株	2013. 5.25~2018. 5.24	1円
第42回	2011. 6. 7	11,644個	1,164,400株	2014. 5.25~2018. 5.24	1円
第43回	2011.11.16	12,344個	1,234,400株	2013.11.16~2018.11.15	299円
第44回	2012. 6. 5	6,226個	622,600株	2013. 4.20~2018. 4.19	1円
第45回	2012. 6. 5	10,912個	1,091,200株	2014. 4.20~2019. 4.19	1円
第46回	2012. 6. 5	12,843個	1,284,300株	2015. 4.20~2020. 4.19	1円
第47回	2012. 6. 5	10,130個	1,013,000株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第48回	2012. 6. 5	46,277個	4,627,700株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第49回	2012. 6. 5	1,936個	193,600株	2015.10.20~2021. 4.19	1円
第50回	2012. 6. 5	16,450個	1,645,000株	2016.10.20~2022. 4.19	1円
第51回	2012.11.13	15,394個	1,539,400株	2014.11.13~2019.11.12	298円
第52回	2013. 6. 5	7,678個	767,800株	2014. 4.20~2019. 4.19	1円
第53回	2013. 6. 5	9,677個	967,700株	2015. 4.20~2020. 4.19	1円
第54回	2013. 6. 5	14,461個	1,446,100株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第55回	2013.11.19	26,812個	2,681,200株	2015.11.19~2020.11.18	824円
第56回	2014. 6. 5	11,403個	1,140,300株	2015. 4.20~2020. 4.19	1円
第57回	2014. 6. 5	19,878個	1,987,800株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第58回	2014. 6. 5	79,886個	7,988,600株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第59回	2014. 6. 5	5,106個	510,600株	2015. 3.31~2020. 3.30	1円
第60回	2014. 6. 5	10,088個	1,008,800株	2016. 3.31~2021. 3.30	1円
第61回	2014. 6. 5	91,127個	9,112,700株	2017. 3.31~2022. 3.30	1円
第62回	2014.11.18	26,757個	2,675,700株	2016.11.18~2021.11.17	741円
第63回	2015. 6. 5	17,889個	1,788,900株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第64回	2015. 6. 5	65,614個	6,561,400株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第65回	2015. 6. 5	65,269個	6,526,900株	2018. 4.20~2023. 4.19	1円
第66回	2015. 6. 5	3,710個	371,000株	2015.11. 8~2020.11. 7	1円
第68回	2015.11.18	25,710個	2,571,000株	2017.11.18~2022.11.17	805円
第69回	2016. 6. 7	61,675個	6,167,500株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第70回	2016. 6. 7	61,424個	6,142,400株	2018. 4.20~2023. 4.19	1円
第71回	2016. 6. 7	61,200個	6,120,000株	2019. 4.20~2024. 4.19	1円

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第72回	2016. 6. 7	8,272個	827,200株	2016.10.30～2021.10.29	1円
第73回	2016. 6. 7	4,184個	418,400株	2017. 4.30～2022. 4.29	1円
第74回	2016.11.11	25,594個	2,559,400株	2018.11.11～2023.11.10	593円

- (注) 1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は期末日現在の数であります。
5. 第1回ないし第33回、第36回および第67回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

取締役および執行役（社外取締役を除く）					
新株予約権の名称	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の名称	新株予約権の数	保有人数
第42回	41個	1人	第58回	936個	7人
第44回	49個	2人	第59回	206個	3人
第45回	49個	2人	第60回	206個	3人
第46回	49個	2人	第61回	733個	5人
第47回	192個	5人	第63回	761個	5人
第48回	276個	7人	第64回	892個	7人
第52回	261個	4人	第65回	889個	7人
第53回	307個	5人	第69回	1,269個	7人
第54回	571個	6人	第70回	1,264個	7人
第56回	272個	4人	第71回	1,263個	7人
第57回	774個	5人			

- (注) 1. 新株予約権の数は期末日現在の数であります。
2. 社外取締役に対してはストック・オプションを付与しておりません。

3. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

新株予約権の名称	当社使用人 (当社の取締役または執行役を兼ねている者を除く)		当社の子会社の取締役、執行役および使用人等 (当社の取締役、執行役または使用人を兼ねている者を除く)	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
第69回	982個	10人	60,835個	704人
第70回	978個	10人	60,585個	704人
第71回	972個	10人	60,362個	704人
第72回	1,490個	2人	44,521個	63人
第73回	1,489個	2人	2,695個	4人
第74回	—	—	25,610個	1,141人

(注) 新株予約権の数は交付日現在の数であります。

4. その他新株予約権等に関する重要な事項

2017年5月12日、当社はストック・オプションの目的で2017年6月9日を割当日として、第75回から第83回新株予約権を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に発行することを決議いたしました。発行される新株予約権の総数は191,709個で、その目的である普通株式は19,170,900株の予定です。行使価額は1株当たり1円となっております。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職状況
古賀 信行	取締役会長 指名委員(委員長) 報酬委員(委員長)	野村證券株式会社取締役会長(*1) 神奈川開発観光株式会社代表取締役社長
永井 浩二	取締役 代表執行役 グループCEO	野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長(*1)
尾崎 哲	取締役 代表執行役 グループCOO	野村證券株式会社取締役兼代表執行役副社長(*1)
草刈 隆郎	社外取締役 指名委員 報酬委員	日本郵船株式会社特別顧問
木村 宏	社外取締役 指名委員 報酬委員	日本たばこ産業株式会社顧問 旭硝子株式会社社外取締役 株式会社IHI社外取締役
島崎 憲明	社外取締役 監査委員(委員長)	株式会社オートバックスセブン社外取締役 株式会社UKCホールディングス社外取締役 株式会社ロジネットジャパン社外取締役 野村證券株式会社取締役(*1)
兼元 俊徳	社外取締役 監査委員	シティユーワ法律事務所オブ・カウンセラー JXホールディングス株式会社社外監査役(*2) 日本テレビホールディングス株式会社社外監査役 株式会社リケン社外取締役
宮下 尚人	取締役 監査委員(常勤)	野村アセットマネジメント株式会社取締役(*1) 野村信託銀行株式会社取締役(*1) 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社監査役(*1)
Clara Furse [クララ・ファース]	社外取締役	Amadeus IT Group, S.A. ノン・エグゼクティブ・ディレクター UK Department for Work and Pensions ノン・エグゼクティブ・ディレクター Vodafone Group Plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	社外取締役	Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・チェアマン Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン(*1)
David Benson [デイビッド・ベンソン]	取締役	Nomura Europe Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター(*1) Nomura International plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター(*1)

(注) 1. 期末日現在の状況を記載しております。

- 取締役 草刈隆郎、木村宏、島崎憲明、兼元俊徳、Clara FurseおよびMichael Lim Choo Sanは会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
- 監査委員(委員長)である取締役 島崎憲明は、米国企業改革法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、野村グループの業務に精通した取締役 宮下尚人を常勤の監査委員として選定しております。

5. *1の記載がある会社は当社の100%子会社(間接所有を含む。)です。
6. 社外取締役の兼職先(*1を除く)と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、取締役 草刈隆郎、木村宏、島崎憲明、兼元俊徳、宮下尚人、Clara Furse、Michael Lim Choo SanおよびDavid Bensonと会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
8. 2017年4月1日付で、取締役 古賀信行は野村證券株式会社取締役に、取締役 永井浩二は同社取締役会長に、取締役 尾崎哲は同社取締役にそれぞれ就任いたしました。
9. 2017年3月31日をもって、取締役 Clara Furseは、取締役を辞任いたしました。
10. *2の記載のある役職は、当事業年度の終了後、本事業報告作成日現在までの間に退任したもの、または本事業報告作成日現在において退任が予定されているものです。

2. 社外役員に関する事項

(社外役員活動の状況)

氏 名	主 な 活 動 状 況
草 刈 隆 郎	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会5回および報酬委員会3回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
木 村 宏	当事業年度に開催された取締役会11回ならびに監査委員退任前に開催された監査委員会5回ならびに指名委員および報酬委員就任後に開催された指名委員会4回および報酬委員会2回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
島 崎 憲 明	取締役および監査委員就任後に開催された取締役会8回および監査委員会11回のすべてに出席し、長年の企業経営者および国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
兼 元 俊 徳	当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会16回のすべてに出席し、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
Clara Furse [クララ・ファース]	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、ロンドン証券取引所の経営にも携わった金融ビジネスに関する豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。

上記のほか、社外取締役のみをメンバーとする社外取締役会議が開催されており、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論を行っております。

3. 執行役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職状況
永井 浩二	取締役 代表執行役 グループCEO	[1. 取締役の状況]参照
尾崎 哲	取締役 代表執行役 グループCOO	[1. 取締役の状況]参照
渡邊 国夫	執行役 アセット・マネジメント部門長	野村アセットマネジメント株式会社取締役、CEO兼執行役社長
永松 昌一	執行役 コーポレート統括	野村証券株式会社執行役 副社長
北村 巧	執行役 財務統括責任者 (CFO)	野村証券株式会社執行役
中田 裕二	執行役 グループ・エンティティ・ストラクチャー 担当兼Co-CRO	野村証券株式会社執行役 専務 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社取締役

(注)1. 期末日現在の状況を記載しております。

2. 2017年4月1日付で、当社執行役および野村証券株式会社取締役兼代表執行役社長に森田敏夫が就任しております。

(ご参考)2017年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。

永井 浩二	代表執行役社長	グループCEO	渡邊 国夫	執行役	アセット・マネジメント部門長
尾崎 哲	代表執行役副社長	グループCOO	北村 巧	執行役	財務統括責任者 (CFO)
永松 昌一	代表執行役副社長	コーポレート統括	中田 裕二	執行役	グループ・エンティティ・ストラクチャー 担当兼Co-CRO
森田 敏夫(新任)	執行役				

4. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

区分	人数(注1)	基本報酬等(注2,3)	賞与	当事業年度以前の繰延報酬(注4)	合計
取締役 (うち、社外)	9名 (6名)	315百万円 (146百万円)	94百万円 (—)	88百万円 (—)	497百万円 (146百万円)
執行役	6名	430百万円	379百万円	288百万円	1,098百万円
合計	15名	745百万円	473百万円	376百万円	1,595百万円

(注)1. 期末日現在の人員は、取締役9名、執行役6名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。

2. 基本報酬等の額745百万円には、その他の報酬(通勤定期券代等)として支給された報酬69万円が含まれております。

3. 基本報酬等のほかに、社宅関連費用(社宅課税額および課税調整額等)として24百万円を支給しております。

4. 当事業年度以前に付与された繰延報酬(ストック・オプション等)のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額をここに示しております。

5. 上記のほか、当事業年度において社外取締役に對し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計47百万円支給しております。

6. 当社は2001年に退職慰労金制度を廃止しております。

5. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を決定しております。

(2) 野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループがグローバルな競争力を備えた金融サービス・グループとして確固たる地位を築く上で、最大の財産となるのは人材である。優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、グループの役員および社員に関する「報酬の方針」を定める。これにより、グループの持続的な成長を達成し、株主価値の長期的な増大を実現し、顧客に付加価値をもたらす、グローバルな競争力を発揮し、ひいては野村の評価を高めることが可能になると考えている。

「報酬の方針」は次の6つのポイントからなる。

① 野村が重視する価値および戦略との合致

- ・野村グループの戦略目標に即した成果に結びつくように報酬を設計する。
- ・報酬の水準と体系は、各ビジネスラインのニーズを踏まえ、マーケットにおける優秀な人材の確保に有効なものとする。

- ・野村の重視する価値の支えとなる人材を育成する。

② 会社、部門、個人の業績の反映

- ・「ペイ・フォー・パフォーマンス(業績に応じた支払い)」等を基本的な原則とし、個人の属性にかかわらず、優秀な人材に対し動機付け、報いていく。
- ・グループ全体の業績を勘案するとともに、持続的な成長、コワーク、顧客志向の考え方も重視しながら、全体の報酬をコントロールする。これにより、戦略的な投資を適切に管理しつつ、マーケットにおいて競争力のある報酬慣行を維持する。
- ・個人の報酬については、グループ全体、部門および個人の業績を適切に反映しながら、ビジネス戦略およびマーケット動向を踏まえて決定する。
- ・個人の報酬決定の基礎となるのは、有効かつ厳密な業績評価のプロセスおよびそれを支えるシステムである。

③ リスクを重視した適切な業績測定

- ・報酬は収入のみで決定されるものではない。野村の経営情報および業績評価のシステムとプロセスにおいては、リスク調整後の利益を重視していく考えである。
- ・また、業績評価にあたり、部門を超えたコワーク、リスク管理、野村の重視する価値との整合性、コンプライアンス等の定性的な要因も重視する。
- ・業績を測定する際には、各ビジネスのニーズを反映し、またビジネスに付随するリスクを考慮する。リスクには、マーケット・リスク、クレジット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク等が含まれる。
- ・報酬決定のためにリスクを評価し、測定するにあたっては、リスク管理部門および財務部門の意見およびアドバイスを得るものとする。

④株主との利益の一致

- ・グループの経営幹部および高額報酬の社員の報酬は、株主価値とリンクした経営指標の達成度合いを反映すべきである。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員に対しては、報酬の一部を株式関連報酬とし、かつ適当な権利制限期間を設けることにより、株主との利益の一致を図る。

⑤適切な報酬体系

- ・報酬体系は人材の成長・発展を促すものでなければならない。それは実力主義に基づき、業績を反映し、かつ常に公正さが保たれていなければならない。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員については、報酬の相当部分を繰延払いとし、短期的な利益とより長期的なグループ経営とのバランスを保つものとする。
- ・繰延べられた報酬は、重大な収益の変更やその他野村のビジネスに大きな損害を及ぼす事態が起きた場合には、没収または「クローバック」に服するものとすべきである。
- ・報酬が高いほど繰延払いの比率は高くなる。また、繰延べられた報酬の一部は、適当な権利制限期間のある株式関連報酬等、中長期的なインセンティブプランの形で支払う。
- ・賞与・報酬額の保証は、新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合でのみ行うものとする。また、複数年の保証は原則的には行わないようにする。
- ・経営幹部に対する特別または高額な退職金または退職（セベランス）パッケージの保証は行わないものとする。
- ・会社として全ての業務分野を尊重し、組織および規制当局・政府のニーズを踏まえた報酬の支払体系を構築すべく努力する。

⑥ガバナンスとコントロール

- ・本方針の制定および改廃は、非常勤の社外取締役が過半を占める野村ホールディングスの報酬委員会の承認を必要とする。
- ・野村ホールディングスの取締役および執行役の報酬に関する方針ならびに個別の額については、本方針に沿った範囲で、野村ホールディングスの報酬委員会が決定する。
- ・経営幹部の契約について、本方針に沿った内容となっているかどうかを確認・承認するプロセスを全社ベースで導入する。ここでは人事部門が事務局機能を果たし、財務部門、リスク管理部門、地域の報酬委員会の関与も得ながら、内容を経営会議でレビューするものとする。
- ・リスク管理部門およびコンプライアンス部門の社員の報酬は、ビジネス部門から独立して決定されるものとする。
- ・報酬委員会は、報酬体系および水準を議論するにあたっては、必要に応じて専門機関のアドバイスを受けるものとする。

(3)取締役および執行役にかかる報酬の方針

取締役および執行役にかかる報酬の方針は以下のとおりです。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

①ベースサラリー

- ・ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職務ならびに関連する業界の水準等を参考に決定する。

- ・ベースサラリーの一部を株式関連報酬の形で支払うことがある。この場合、株式関連報酬には一定の権利行使制限期間を設けることにより、株主との中長期的な利益の一致を図るものとする。

②年次賞与

- ・年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。
- ・年次賞与の水準に応じて、一部の支払いを将来に繰延べることがある。また、株主との中長期的な利益の一致を図るため、繰延べた賞与の一部を現金ではなく、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬で支払うことがある。このように繰延べた報酬については、一定の事由に該当する場合、支給しない、ないし没収する場合がある。

③長期インセンティブプラン

- ・個人毎の職務および業績に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
- ・長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払い形態としては、株主との中長期的な利益の一致を図るため、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名称 新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額等

項目	支払額
(1) 報酬等の額	836百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,305百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。
4. 監査委員会は、財務統括責任者(CFO)、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積りの算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法(サーベンス・オクスリー法)第202条等に基づく事前承認手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。

この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。

- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

4. 会計監査人が過去二年間に業務停止処分を受けた場合の処分に関する事項

金融庁が、2015年12月22日付で発表した処分の概要

(1) 処分対象

新日本有限責任監査法人(所在地：東京都千代田区)

(2) 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月

(2016年1月1日から同年3月31日まで)

- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)

※あわせて2016年1月22日に、約21億円の課徴金納付命令の決定

(3) 処分理由

- ・ 新日本有限責任監査法人(以下「当監査法人」という)は、株式会社東芝の2010年3月期、2012年3月期および2013年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容および当期における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

<野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制>

当社は、当社および野村グループの業務の適正を確保するため、以下の体制(以下「内部統制システム」という)を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および野村グループの経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

さらに、取締役会は、顧客の利益の重視・社会的使命の十分な自覚・法令等の遵守・社会貢献活動への取り組みなど、野村グループの役職員すべてが遵守すべき行動規範として「野村グループ倫理規程」を定め、これを徹底させるものとする。

< I. 監査委員会に関する事項 >

監査委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

1. 職務を補助する取締役および使用人

- (1) 取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。
- (2) 監査委員会および取締役の職務を補助するため、取締役会室を置く。取締役会室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。取締役会室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

〈運用状況の概要〉

当社は、取締役への情報提供をさらに充実させるための取組みを進めております。当期は、従来監査委員会の職務を補助する部署として設置しておりました「グループ監査業務室」を「取締役会室」に改組し、その機能を取締役一般の職務の補助に拡充いたしました。取締役会室の業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は監査委員会が選定する監査委員が行っております。

2. 野村グループの監査体制

- (1) 当社は、監査委員会が子会社の監査委員会等と連携して監査を実施することができるよう、持株会社である当社を中心としたグループ監査体制を構築する。
- (2) 監査委員会は、必要に応じて子会社の監査委員会等と

連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

〈運用状況の概要〉

当社の監査委員会は、原則として子会社である野村證券の監査委員会と合同で開催しております。さらに、国内の子会社の監査役や監査委員を、当社の常勤監査委員や野村證券の監査特命取締役等が兼務することで密接に連携を図っております。また、野村グループでは海外3地域(欧州、米州、アジア)のそれぞれを統括する持株会社に監査委員会を設けており、当社の監査委員会はそれらの長と各地域の監査業務上の課題や問題意識に関する情報共有を行っております。

3. 監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査委員会の選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等重要な会議に出席または陪席することができる。
- (2) 監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。
- (3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行うことができる。

(4) 監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

〈運用状況の概要〉

監査委員会の選定する監査委員は、経営会議や内部統制委員会等の重要な会議に出席または陪席しております。

監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人である新日本有限責任監査法人から期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果および財務報告に係る内部統制の状況について直接説明を受けております。加えて、監査委員が必要に応じて会計監査人に意見を求めるなど、会計監査人と意見交換を行っております。

また、監査委員は、自ら野村証券の営業店等の往査、野村証券以外の子会社往査を行っているほか、子会社往査を行った野村証券の監査委員または監査特命取締役から報告を受けております。

なお、監査委員会は、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて当該弁護士に専門的意見を求めることができる体制を整えております。

(2) 監査委員会は、監査委員の内部統制委員会への出席、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する勧告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

〈運用状況の概要〉

監査委員が出席する内部統制委員会は、野村グループの業務運営体制に係る内部統制の整備および評価に関する基本事項ならびに企業行動の適正化に関する事項について審議・決定しております。

また、監査委員会は、内部監査を担当する執行役員から直接または監査委員を通じて、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について適宜報告を受けるなど、内部監査部門との連携を行っております。

Ⅱ. 執行役に関する事項)

1. コンプライアンス体制

(1) 野村グループ倫理規程の遵守および徹底

執行役は、「野村グループ倫理規程」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規程の周知を図り、その遵守を徹底する。

(2) コンプライアンス体制の整備

執行役は、コンプライアンスに関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループにおけるコンプライアンス体制の整備に努めるものとする。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神お

4. 内部監査部門との連携

(1) 内部監査に係る実施計画および予算の策定ならびに内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の同意を得なければならない。

よび社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するための業務管理者等、コンプライアンス責任者を野村グループ各社に置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。

(3) コンプライアンス・ホットライン

- ① 執行役は、野村グループにおける会計および会計監査に関する事項を含む法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、当社の取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ② 執行役は、コンプライアンス・ホットラインに対する匿名の通報および通報内容の機密保持を保障する。

(4) 反社会的勢力との関係断絶

野村グループは反社会的勢力または団体との一切の取引を行わないものとし、執行役はそのために必要な体制の整備を行う。

〈運用状況の概要〉

野村グループの役職員は、毎年1回、グループのコンプライアンスの基本方針を規定する「野村グループ倫理規程」の遵守を宣誓しております。また、「野村『創業理念と企業倫理』の目」を定め、創業の精神に基づく企業文化と企業倫理を再確認しております。

当社では、「組織規程」および「グループ・コンプライアンス規程」に基づき、グループ・コンプライアンス統括責任者を選任し、それを補助するグループ・コンプライアンス部を設置しております。また、グローバルなビジネス展開に対応した内部管理体制の強化、および海外

拠点を含むグループ各社におけるコンプライアンス体制の整備・維持のため、各社にコンプライアンス責任者を設けております。

社員が法令違反の疑いのある行為等に気付いた場合には、その情報を社外取締役を含む通報受領者に直接提供する手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、社員に周知しております。情報提供の手段は問わず、匿名での情報提供も可能とされ、情報提供に関する秘密は厳守されております。

野村グループでは、「野村グループ倫理規程」の中で、反社会的勢力との一切の取引を行わない旨を定めており、反社会的勢力との関係をすべて遮断することを基本方針としております。これに則り、組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、関連情報の収集・蓄積および厳格な管理を行うと同時に、弁護士や警察等と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力を排除し、適正な企業行動を確保するための対応を行っております。

2. リスク管理体制

- (1) 執行役は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク等を中心とする、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、野村グループ各社においてその把握と管理に努める。
- (2) 執行役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループのリスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 執行役は、野村グループにおけるリスク管理体制の整備

状況について統合リスク管理会議に報告する。統合リスク管理会議においては、当該報告に基づき野村グループ全体におけるリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。

- (4) 執行役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および野村グループの役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

〈運用状況の概要〉

野村グループでは、規制上の資本、流動性、業務環境を踏まえ、経営理念、戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの内容をリスク・アペタイトとして定めて野村グループの事業遂行に伴うリスクを把握・管理しております。

リスク管理に関する基本原則、枠組みおよびガバナンスを規定し、もって野村グループの適切なリスク管理および財務の健全性確保に資することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理を担当する部署は、ビジネスの執行を行う部署から独立した組織として構成され、リスク管理全般を統括するチーフ・リスク・オフィサー（CRO）の指揮に基づき、業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理を行っております。

業務運営から生じるリスクは、リスク・アペタイトの範囲内に抑制するという基本方針のもと、経営会議または経営会議から委任を受けた統合リスク管理会議が、リスク管理に関する重要事項を審議し、決定しております。

また、当社は、野村グループにおける危機管理の基本原則を「野村グループ危機管理規程」に定めております。当社は、同規程に基づき、国内外グループ各社の危機管理責任者で構成され、経営会議に報告を行う野村グループ危機管理委員会を設置し、危機管理および業務継続にかかわる対応を行う体制を整備しております。その他、危機管理委員会事務局は、緊急時に野村グループ全役職員の安否を把握できるよう、平時から安否確認訓練、防災訓練、業務継続訓練等を継続的に実施し、危機管理意識の醸成と有事対応体制の維持強化を図っております。

3. 職務執行に関する報告体制

- (1) 執行役は、取締役会に対し、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、野村グループの役職員による報告体制を整備する。
- (2) 執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。
- ① 内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
 - ② コンプライアンス体制の整備運用状況
 - ③ リスク管理状況
 - ④ 四半期毎の決算の概要および重要事項(重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。)
 - ⑤ コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容
- (3) 執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執

行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。

(4)取締役、執行役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査委員または監査特命取締役
に報告を行う。また、当該事項を知った者が執行役または執行役員である場合は、同時に経営会議に対しても報告を行う。経営会議は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき、適切な対策を講じるものとする。

- ①野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項
- ②野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
- ③規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(5)当社は、野村グループの役職員が前項各号に掲げる事項を発見した場合、直ちに、監査委員または監査特命取締役に対して、直接または間接に報告が行われる体制を整備するものとする。

(6)当社は、前二項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じるものとする。

〈運用状況の概要〉

執行役は、毎回の取締役会において経営会議の審議状況、グループの財務状況、各部門における業務執行の状況について報告を行っております。また、執行役は、監査委員会に対して直接、または監査委員を

通じて各々の業務執行状況等について報告しております。加えて、執行役、執行役員および使用人は、監査委員からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項について速やかに報告を行っております。

当社は、野村グループの全役職員に対して、法令や社内規定に違反する疑いのある行為等を発見した場合は、速やかに各社所定の者に報告を行わなければならないことを、定期的に周知、徹底しております。また、野村グループでは、「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン運営規程」、「野村グループ倫理規程」等により、当該報告を行ったことを理由とする解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いを禁止しているほか、野村グループの全役職員に対して、そのような不利益な取扱いが禁止されていることを周知、徹底しております。

4. 職務執行の効率性を確保するための体制

- (1)執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務執行の決定ならびに業務執行を行う。
- (2)執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。
- (3)取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。

(4)経営会議は、各部門および各地域の事業計画ならびに予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。

〈運用状況の概要〉

当社における業務執行の決定は、法令の定める範囲内で、取締役会から権限を委譲された執行役が機動的・効率的に行うこととしております。また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受けた執行役員が個々の担当分野のビジネス、オペレーションを担っております。

取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議、統合リスク管理会議、内部統制委員会等の会議体を設置し、審議・決定しております。これらの会議体での審議状況について、取締役会は、各会議体から3カ月に1回以上の報告を受けております。経営会議は、経営戦略および予算ならびに経営資源の配分をはじめとする、野村グループの経営に係る重要事項について審議・決定しております。

(2)執行役は、財務情報を含む野村グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進し、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するための体制を整備する。

〈運用状況の概要〉

重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書(電磁的記録を含む。)については、いずれも関係法令および関連する社内規定に従って適切に保管しており、閲覧可能な状態を維持しております。

野村グループでは、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するため、金融商品取引法や取引所規則等の適時開示に係る関連法規則を遵守し、野村グループ各社に関する非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進することを基本方針としております。上記方針のもと、当社では「野村グループ 情報開示に関するグローバル指針」を制定し、同指針に基づき情報開示委員会を設置しております。グループ広報担当執行役員を委員長とする同委員会は、「野村グループ 情報開示に関するグローバル指針」の内容を役職員に周知、徹底しているほか、情報開示に関するガイドラインを策定・実施するなど、公平かつ適時・適切な情報開示を行う体制を整備しております。

5. 情報の保存および管理に関する体制

(1)執行役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書(電磁的記録を含む。)について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

6. 内部監査体制

(1)執行役は、内部監査を担当する部署を設置し、内部監査を実施することにより、野村グループの業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性を確保する。

(2)内部統制委員会は、野村グループの内部統制に係る基本事項、内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について審議または決定する。

(3)執行役は、内部統制委員会に対し、野村グループにおける内部監査の実施状況およびその結果について、3ヵ月に1回以上報告を行う。

〈運用状況の概要〉

内部統制の有効性および妥当性を確保するため、当社にグループ・インターナル・オーディット部を、傘下の主要な子会社にも内部監査の専任部署を設置しております。これらの内部監査部門が業務執行から独立して内部監査を行い、業務改善の勧告、提言等を行っております。内部監査の実施状況は、監査委員も出席する内部統制委員会に報告され、内部統制委員会の内容は取締役会に対して報告されております。

〈Ⅲ. 野村グループの内部統制システム〉

(1)執行役は、野村グループ各社に対して当社の内部統制システムの内容を徹底のうえ、自社の実情を踏まえた内部統制システムの整備を行わせることにより、野村グループの業務の適正を確保する。

(2)執行役は、Ⅰ～Ⅲに定める各体制の整備を含め、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を確保する。

〈運用状況の概要〉

当社は、内部統制システムの改正のつど、改正内容および趣旨を野村グループ各社に徹底し、各社の実情に合わせた内部統制システムを整備するよう指導しております。また、当社は、重要な子会社を含めて財務報告上のリスクを把握し、それを踏まえて財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を行っております。これらの整備・運用状況については、内部監査部門による評価ならびに監査法人の監査および評価を受けております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

第113期末連結貸借対照表 (前期数値をご参考)

(単位:百万円)

科 目	当 期 (2017年3月31日)	前 期 (2016年3月31日)	科 目	当 期 (2017年3月31日)	前 期 (2016年3月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 ・ 預 金	2,972,088	3,898,843	短 期 借 入	543,049	662,902
現金および現金同等物	2,536,840	3,476,261	支払債務および受入預金	3,708,435	4,249,118
定期預金	207,792	196,632	顧客に対する支払債務	1,005,670	688,196
取引所預託金およびその他の顧客分別金	227,456	225,950	顧客以外に対する支払債務	1,569,922	1,337,931
貸付金および受取債権	3,097,428	2,969,578	受入銀行預金	1,132,843	2,222,991
貸付金	1,875,828	1,605,603	担 保 付 調 達	19,061,091	16,605,591
顧客に対する受取債権	148,378	210,844	買戻条件付売却有価証券	17,095,898	14,192,309
顧客以外に対する受取債権	1,076,773	1,156,608	貸付有価証券担保金	1,627,124	1,937,009
貸倒引当金	△3,551	△3,477	その他の担保付借入	338,069	476,273
担 保 付 契 約	18,729,825	15,077,660	ト レ ー デ ィ ン グ 負 債	8,191,794	7,499,335
売戻条件付買入有価証券	11,456,591	9,205,165	そ の 他 の 負 債	1,308,510	1,200,647
借入有価証券担保金	7,273,234	5,872,495	長 期 借 入	7,195,408	8,129,559
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	15,192,364	16,410,002	負 債 合 計	40,008,287	38,347,152
ト レ ー デ ィ ン グ 資 産	15,165,310	16,379,424	コ ミ ッ ト メ ン ト お よ び 偶 発 事 象		
プライベート・エクイティ投資	27,054	30,578	(資 本 の 部)		
そ の 他 の 資 産	2,860,373	2,734,084	資 本 金	594,493	594,493
建物、土地、器具備品および設備 (2017年3月31日現在445,000百万円、 2016年3月31日現在402,599百万円 の減価却累計額控除後)	349,696	355,507	授権株式数 6,000,000,000株 発行済株式数 2017年3月31日現在 3,822,562,601株 2016年3月31日現在 3,822,562,601株		
トレーディング目的以外の負債証券	775,025	870,812	発行済株式数(自己株式控除後) 2017年3月31日現在 3,528,429,451株 2016年3月31日現在 3,608,391,999株		
投資持分証券	146,730	137,970	資 本 剰 余 金	681,329	692,706
関連会社に対する投資および貸付金	420,116	395,284	利 益 剰 余 金	1,663,234	1,516,577
そ の 他	1,168,806	974,511	累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	33,652	44,980
資 産 合 計	42,852,078	41,090,167	自 己 株 式 (取 得 価 額)	△ 182,792	△ 148,517
			自己株式数 2017年3月31日現在 294,133,150株 2016年3月31日現在 214,170,602株		
			当 社 株 主 資 本 合 計	2,789,916	2,700,239
			非 支 配 持 分	53,875	42,776
			資 本 合 計	2,843,791	2,743,015
			負 債 ・ 資 本 合 計	42,852,078	41,090,167

第113期連結損益計算書 (前期数値はご参考) (単位:百万円)

科 目	当 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	前 期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
委託・投信募集手数料	327,129	431,959
投資銀行業務手数料	92,580	118,333
アセットマネジメント業務手数料	216,479	229,006
トレーディング損益	475,587	354,031
プライベート・エクイティ投資関連損益	1,371	13,761
金融収益	441,036	440,050
投資持分証券関連損益	7,708	△ 20,504
その他	153,626	156,460
収益合計	1,715,516	1,723,096
金融費用	312,319	327,415
収益合計(金融費用控除後)	1,403,197	1,395,681
人件費	496,385	574,191
支払手数料	94,495	123,881
情報・通信関連費用	175,280	189,910
不動産関係費	69,836	78,411
事業促進費用	35,111	35,892
その他	209,295	228,238
金融費用以外の費用計	1,080,402	1,230,523
税引前当期純利益	322,795	165,158
法人所得税等	80,229	22,596
当期純利益	242,566	142,562
差引: 非支配持分に 帰属する当期純利益	2,949	11,012
当社株主に帰属する当期純利益	239,617	131,550

第113期連結資本勘定変動表 (前期数値はご参考) (単位:百万円)

科 目	当 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	前 期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
資 本 金	594,493	594,493
期首残高	594,493	594,493
期末残高	594,493	594,493
資 本 剰 余 金	692,706	683,407
期首残高	692,706	683,407
新株予約権の付与および行使	△ 11,377	4,127
関連会社の子会社に対する持分変動	—	5,172
期末残高	681,329	692,706
利 益 剰 余 金	1,516,577	1,437,940
期首残高	1,516,577	1,437,940
会計原則の変更による累積的影響額(1)	△ 19,294	—
当社株主に帰属する当期純利益	239,617	131,550
現金配当	△ 70,810	△ 46,797
自己株式売却損益	△ 2,856	△ 6,116
期末残高	1,663,234	1,516,577
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	53,418	133,371
為替換算調整額	53,418	133,371
期首残高	53,418	133,371
当期純変動	△ 5,651	△ 79,953
期末残高	47,767	53,418
確 定 給 付 年 金 制 度	△ 33,325	△ 15,404
期首残高	△ 33,325	△ 15,404
年金債務調整額	△ 7,695	△ 17,921
期末残高	△ 41,020	△ 33,325
トレーディング目的以外の有価証券	24,887	25,772
期首残高	24,887	25,772
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	△ 4,543	△ 885
期末残高	20,344	24,887
自己クレジット調整額	—	—
期首残高	—	—
会計原則の変更による累積的影響額(1)	19,294	—
自己クレジット調整額	△ 12,733	—
期末残高	6,561	—
期末残高	33,652	44,980
自 己 株 式	△ 148,517	△ 151,805
期首残高	△ 148,517	△ 151,805
取得	△ 61,338	△ 20,002
売却	1	1
従業員に対する発行株式	25,796	23,296
その他の増減(純額)	1,266	△ 7
期末残高	△ 182,792	△ 148,517
当 社 株 主 資 本 合 計	2,789,916	2,700,239
期末残高	2,789,916	2,700,239
非 支 配 持 分	42,776	37,172
期首残高	42,776	37,172
会計原則の変更による累積的影響額(2)	11,330	—
現金配当	△ 1,781	△ 9,978
非支配持分に帰属する当期純利益	2,949	11,012
非支配持分に帰属する累積的その他の包括利益	—	—
為替換算調整額	△ 40	△ 1,140
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	△ 2,057	△ 525
子会社株式の購入・売却等(純額)	△ 14	500
その他の増減(純額)	712	5,735
期末残高	53,875	42,776
資 本 合 計	2,843,791	2,743,015
期末残高	2,843,791	2,743,015

- (1)「会計原則の変更による累積的影響額」は会計基準アップデート(以下「ASU」)第2016-01号「金融資産および金融負債の認識と測定」に関連する初年度適用期首残高調整額です。
- (2)「会計原則の変更による累積的影響額」はASU第2015-02号「連結分析の変更」(以下「ASU2015-02」)に関連する初年度適用期首残高調整額です。

独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦	昇	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	豊	大
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	桐	徹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津	村	健	二
				郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第113期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

第113期事業報告「Ⅲ-4. その他新株予約権等に関する重要な事項」に記載のとおり、2017年5月12日、当社はストック・オプションの目的で新株予約権を当社の役員および使用人等ならびに子会社の役員および使用人等に発行することを決議しております。

2017年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島 崎 憲 明 ㊟

監査委員 兼 元 俊 徳 ㊟

監査委員 宮 下 尚 人 ㊟

(注) 島崎憲明および兼元俊徳は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第113期末貸借対照表(2017年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,121,322	流動負債	1,115,352
現金および預金	1,902	短期借入金	745,300
金銭の信託	77	1年内償還予定の社債	171,999
短期貸付金	3,025,884	貸借取引担保金	100,361
未収入金	23,766	未払法人税等	424
繰延税金資産	907	賞与引当金	1,860
その他	68,785	その他	95,408
固定資産	3,302,546	固定負債	2,781,754
有形固定資産	29,360	社債	983,296
建物	11,063	長期借入金	1,797,117
器具備品	11,896	その他	1,341
土地	6,402	負債合計	3,897,106
無形固定資産	108,063	純資産の部	
ソフトウェア	108,063	科目	金額
その他	0	株主資本	2,429,524
投資その他の資産	3,165,122	資本金	594,493
投資有価証券	141,255	資本剰余金	559,676
関係会社株式	2,320,920	資本準備金	559,676
その他の関係会社有価証券	5,953	利益剰余金	1,457,389
関係会社長期貸付金	574,083	利益準備金	81,858
長期差入保証金	25,342	その他利益剰余金	1,375,531
繰延税金資産	62,943	繰越利益剰余金	1,375,531
その他	34,649	自己株式	△182,034
貸倒引当金	△23	評価・換算差額等	61,006
		その他有価証券評価差額金	49,108
		繰延ヘッジ損益	11,898
		新株予約権	36,231
		純資産合計	2,526,761
資産合計	6,423,868	負債・純資産合計	6,423,868

第113期損益計算書(2016年4月1日から2017年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額	金額
営業収益		437,187
資産利用料	112,146	
不動産賃貸収入	30,598	
商標使用料	24,444	
関係会社受取配当金	193,839	
関係会社貸付金利息	64,470	
その他の売上高	11,692	
営業費用		213,435
人件費	19,404	
不動産関係費	38,094	
事務費	53,886	
減価償却費	44,450	
租税公課	1,900	
その他の経費	5,481	
金融費用	50,220	
営業利益		223,753
営業外収益		5,584
営業外費用		20,115
経常利益		209,221
特別利益		6,725
関係会社株減資戻差額	4,620	
関係会社株式清算益	150	
投資有価証券売却益	1,152	
固定資産売却益	4	
新株予約権戻入益	799	
特別損失		820
子会社株式清算損	36	
投資有価証券売却損	60	
投資有価証券評価損	13	
固定資産除却損	712	
税引前当期純利益		215,126
法人税、住民税および事業税		5,988
法人税等調整額		3,202
当期純利益		205,936

第113期株主資本等変動計算書(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
株主資本		
資本金		
当期首残高	594,493	
当期末残高		594,493
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	559,676	
当期末残高		559,676
資本剰余金合計		
当期首残高	559,676	
当期末残高		559,676
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	81,858	
当期末残高		81,858
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,215,789	
当期変動額		
剰余金の配当	△42,833	
当期純利益	205,936	
自己株式の処分	△3,362	
当期変動額合計		159,741
当期末残高		1,375,531
利益剰余金合計		
当期首残高	1,297,647	
当期変動額		
剰余金の配当	△42,833	
当期純利益	205,936	
自己株式の処分	△3,362	
当期変動額合計		159,741
当期末残高		1,457,389
自己株式		
当期首残高	△146,493	
当期変動額		
自己株式の取得	△61,338	
自己株式の処分	25,797	
当期変動額合計		△35,541
当期末残高		△182,034

科 目	金	額
株主資本合計		
当期首残高	2,305,324	
当期変動額		
剰余金の配当	△42,833	
当期純利益	205,936	
自己株式の取得	△61,338	
自己株式の処分	22,436	
当期変動額合計		124,200
当期末残高		2,429,524
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	42,211	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,897	
当期変動額合計		6,897
当期末残高		49,108
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	25,722	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△13,824	
当期変動額合計		△13,824
当期末残高		11,898
評価・換算差額等合計		
当期首残高	67,933	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,927	
当期変動額合計		△6,927
当期末残高		61,006
新株予約権		
当期首残高	47,904	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△11,672	
当期変動額合計		△11,672
当期末残高		36,231
純資産合計		
当期首残高	2,421,160	
当期変動額		
剰余金の配当	△42,833	
当期純利益	205,936	
自己株式の取得	△61,338	
自己株式の処分	22,436	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△18,599	
当期変動額合計		105,601
当期末残高		2,526,761

独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦	昇	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	豊大	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	桐	徹	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津	村	健二郎	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第113期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と関係の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号口およびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役、執行役員、監査委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

第113期事業報告「Ⅲ-4. その他新株予約権等に関する重要な事項」に記載のとおり、2017年5月12日、当社はストック・オプションの目的で新株予約権を当社の役員および使用人等ならびに当社子会社の役員および使用人等に発行することを決議しております。

2017年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島 崎 憲 明 ㊟

監査委員 兼 元 俊 徳 ㊟

監査委員 宮 下 尚 人 ㊟

(注) 島崎憲明および兼元俊徳は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株式事務のご案内

- ・ 事業年度：4月1日～翌年3月31日
- ・ 定時株主総会：毎年6月中に開催
- ・ 株主名簿管理人/特別口座管理機関
三菱UFJ信託銀行

(連絡先)

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711(東京)
0120-094-777(大阪)

【受付時間 平日 9:00～17:00】

- ※ 株主様の各種お手続き(住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など)については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。
- ※ 特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、上記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは、野村グループホームページをご覧ください。



野村 株式等に関するお手続き

検索

113期 期末配当金のお支払いについて

第113期 期末(2017年3月31日基準日)配当金につきましては、2017年6月1日(木)よりお支払いを開始いたします。

「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、**2017年7月7日(金)まで**に、最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

配当金の口座振込みにについて

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日に、ご指定の口座にて確実にお受け取りいただけます。

- ①証券会社で受け取る
株式をお預けの証券会社の口座で、お預けの株式の配当金をお受け取りいただけます。
- ②銀行口座で受け取る
ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。

配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、左記の案内もご参照いただき、お取引の証券会社にてご確認の上、お手続きください。

株式の税務関係のお手続きでマイナンバー(個人番号)が必要となります。法令で定められている期間までに株式をお預けの証券会社等へお届けください。

株主総会に関するお問い合わせ先

野村ホールディングス株式会社 総務部
〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1
電話 03-5255-1000(代表)

第113回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の「Ⅶ. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」……………1
- ② 連結計算書類の連結注記表……………1
- ③ 計算書類の個別注記表……………16

本内容は、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

野村ホールディングス株式会社

① 事業報告の「Ⅶ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」

Ⅶ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針に関して、当社は、そのような量の株式を保有しようとする者を許容するか否かは最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。したがって、新株予約権をあらかじめ発行する防衛策（ライツプラン）等のいわゆる買収防衛策は現時点では導入しておりません。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益にとって不適切な者により当社の買収が試みられようとした場合には、社内を設置した「企業価値向上委員会」が買収提案等に関して調査・検討を行い、当社社外取締役で構成する検討会議に諮った後、取締役会における十分な審議を経て、企業価値・株主共同の利益の観点から株主にとっての最善策について結論を出すことといたします。

② 連結計算書類の連結注記表

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結計算書類作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体（あわせて「野村」）を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、当社は議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また、米国財務会計基準審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」の規定に従い、当社が主たる受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については、持分法により処理され、その他の資産—関連会社に対する投資および貸付金に計上しております。なお、編纂書825「金融商品」のもとで、公正価値オプションを選択したエクイティ投資については持分法を適用せず、公正価値により評価し、トレーディング資産、プライベート・エクイティ投資またはその他の勘定に計上しております。野村は経済的持分の39.7%を保有するアメリカン・センチュリー・カンパニーズ Inc.への投資に対して公正価値オプションを適用し、当該投資および関連する評価損益はその他の資産—その他および、収益—その他にそれぞれ

れ計上しております。

また、編纂書946「金融サービス―投資会社」の対象となる投資会社は、その投資先に対して持分法や連結会計を適用せず、すべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益として認識しております。

[重要な会計方針]

3. 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(2) プライベート・エクイティ投資

プライベート・エクイティ投資は公正価値により評価されております。当該投資にかかる公正価値の変動額は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(3) 投資持分証券

投資持分証券には、営業目的または営業目的以外の目的で取得された、上場および非上場の株式が含まれております。営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表においてその他の資産―投資持分証券に含まれており、営業目的以外で保有する投資持分証券は、その他の資産―その他に含まれております。

営業目的およびトレーディング活動を行っていない子会社で保有する営業目的以外の投資持分証券は、公正価値により評価し、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。保険子会社が保有する営業目的以外の投資持分証券は公正価値により評価し、評価損益は税効果額を調整した上でその他の包括利益に計上しております。

(4) トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社および保険子会社によって保有される負債証券で構成されます。保険子会社の保有するトレーディング目的以外の負債証券は公正価値で評価し、評価損益は、公正価値

ヘッジの適用部分は収益―その他に、それ以外は税効果額を調整した上でその他の包括利益に計上しております。またトレーディング活動を行っていない子会社の保有するトレーディング目的以外の負債証券は公正価値で計上され、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積もった耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。耐用年数が限定的な無形資産は利用可能期間にわたって定額法で償却しております。

5. 長期性資産

編纂書360「固定資産」(以下「編纂書360」)は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

編纂書360に従い、のれんおよびその他の非償却性無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

6. のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却性無形資産は編纂書350「無形資産―のれんおよびその他」に従い、年1回(特定の状況がある場合にはより高い頻度で)減損の検討が行われております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

野村は公正価値での測定がなされていない貸付金に対して、発生が予測される損失につき最善の見積もりを行い、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金は、個別に減損を判定している

〔連結〕

貸付金に対する個別引当金と、個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績率に基づき総合的に見積られる一般引当金によって構成されております。

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見込まれる損失を反映しております。潜在的な損失可能性に対する経営者の最善の見積もりには、貸付金の性格、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等のさまざまな要素が考慮されており、これらによって債務者の返済能力が判断されております。この引当金は、減損している貸付金の帳簿価額の調整として、個々の貸付金ごとに期待将来キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保依存型の貸付金には担保の公正価値を用い、測定されております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、貸借対照表日における利用可能な情報に基づいた回収可能性の判断、これらの基礎的な推定に内在する不確実性を含んでおります。この引当金は、現在の経済環境などの定性的要素を調整した過去の損失実績を参考にして測定されております。

(2) 未払退職・年金費用

編纂書715「報酬－退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、確定給付年金において年金資産の公正価値と予測給付債務の差額として測定した制度の財政状態を認識しております。

未認識過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。

未認識の数理計算上の損益については、回廊額(＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%)を超える部分を、従業員の平均残存勤務期間にわたり定額償却しております。

8. ヘッジ会計の方法等

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定

の負債の市場リスク、保険子会社が保有するトレーディング目的以外の特定の外貨建負債証券の為替リスクおよび海外事業への純投資にかかる為替リスクを管理することであり、

これらのデリバティブ取引は、特定の資産または負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であるようヘッジ指定され、ヘッジ対象資産負債の公正価値の変化および為替変動と高い相関性を有しております。野村は公正価値ヘッジおよび純投資ヘッジをこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融費用もしくは収益―その他に計上し、または為替換算調整勘定に含めて処理しております。

上記の他、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを管理するため、トレーディング目的以外でデリバティブを利用しております。

9. 外貨換算

連結計算書類の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、連結貸借対照表の累積的その他の包括利益に含まれております。外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

10. 日本国内の100%子会社は連結納税制度を導入しております。

11. 会計方針の変更

野村が当連結会計年度から適用した新しい会計基準の要約は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および適用方法	連結財務諸表への影響
ASU第2015-02号 「連結分析の変更」	<ul style="list-style-type: none"> 一定の投資会社、マネーマーケットファンド、適格不動産ファンドおよび類似の事業体に適用される旧変動持分事業体連結モデルを廃止することで編纂書810「連結」の複雑な連結指針を簡素化する 一定の登録マネーマーケットファンドおよび類似の事業体に連結除外規定を設ける 編纂書810におけるリミテッド・パートナーシップおよび類似の事業体が、変動持分事業体または議決権持分事業体のいずれに該当するかの評価方法を変更する 変動持分事業体の連結判定に関して、報酬取決めや関連当事者関係の評価方法を変更する 連結除外規定の対象となる一定の登録マネーマーケットファンドおよび類似の事業体への財務支援に関する新たな開示を要請する 	2016年4月1日から修正 遡及法により適用	一定の投資ファンドの連結により、適用日の2016年4月1日において資産合計および資本合計が11,330百万円増加 経営成績への影響はなかった
ASU第2014-13号 「連結された債務担保金融事業体の金融資産および金融負債の測定」	<ul style="list-style-type: none"> 連結債務担保金融事業体の金融資産および金融負債を、いずれかの公正価値のうち、より観察可能な方で測定する代替法を規定する 代替法が適用された場合、一定の定性情報の開示を要請する 	2016年4月1日から修正 遡及法により適用	重要な影響なし
ASU第2015-07号 「1株当たり純資産価額(または同等の価額)を計算する特定の投資に関する開示」	<ul style="list-style-type: none"> 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資について、公正価値の階層別の開示を不要とする その他一定の開示要請を修正する 	2016年4月1日から完全 遡及法により適用	重要な影響なし
ASU第2016-01号 「金融資産および金融負債の認識と測定」 —自己クレジット調整の表示	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値オプションを適用した金融負債にかかる未実現の公正価値の変動のうち、当該負債に特有の信用リスクに起因するもの(自己クレジット調整)を、損益ではなく、その他の包括利益として別表示することを要請する 	2016年4月1日から修正 遡及法により適用	自己クレジット調整から生じた累積的未実現利益の調整により、2016年4月1日において、税引後で19,294百万円が利益剰余金から累積的その他の包括利益に移動
ASU第2015-03号 「負債発行費用の表示の簡素化」	<ul style="list-style-type: none"> 借入負債に関連する負債発行費用を、個別の資産としてではなく、当該借入負債の帳簿価額から直接減額して表示することを要請する 	2016年4月1日から完全 遡及法により適用	重要な影響なし
ASU第2015-15号 「クレジットライン契約に関連する負債発行費用の表示と事後測定」	<ul style="list-style-type: none"> クレジットライン契約に関連する負債発行費用を資産として繰り延べ計上し、クレジットライン契約の期間にわたって償却する会計処理を許容するSECスタッフの見解を明確化する 	2016年4月1日から将来 に向かって適用	重要な影響なし
ASU第2014-12号 「必要勤務期間後に達成される可能性のある業績目標を含む株式報酬の会計処理」	<ul style="list-style-type: none"> 受給権確定に影響し必要勤務期間後に達成される可能性のある業績目標は、業績条件として会計処理することを明確化する 	2016年4月1日から将来 に向かって適用	重要な影響なし
ASU第2015-05号 「クラウドコンピューティング契約の支払料金に関する顧客の会計処理」	<ul style="list-style-type: none"> クラウドコンピューティング契約の支払料金にかかる会計処理を明確化する 	2016年4月1日から将来 に向かって適用	重要な影響なし
ASU第2015-16号 「測定期間中の修正に関する会計処理の簡素化」	<ul style="list-style-type: none"> 企業結合の取得企業による暫定的な会計処理の修正を遡及的に会計処理する要請を廃止する 報告期間中に識別された暫定的な会計処理の修正について新たな開示を要請する 	2016年4月1日から将来 に向かって適用	重要な影響なし

〔連結〕

〔連結貸借対照表に関する注記〕

12. 担保に供している資産

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資などに含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券(現先レポ取引分を含む)。 5,123,444百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられている資産残高。 4,912,913百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、担保付借入取引等において、担保により保証するため、もしくはその他の目的のため差し入れられている資産残高。⁽¹⁾⁽²⁾ 1,820,663百万円

(1) 特別目的事業体を通じた資金調達および資産に対する支配を喪失しない譲渡取引において担保として差し入れているとみなされる資産残高を含みます。

(2) このほかに借入有価証券および担保受入有価証券を8,565百万円差し入れております。

13. 証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービング」(以下「編纂書860」)の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること(譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても)、(b)譲受

人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結計算書類では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益―トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については、野村は最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が当連結会計年度において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは1,873億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は重要な金額ではありませんでした。さらに当連結会計年度において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は25,735億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは18,325億円となっております。2017年3月31日現在で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高は53,644億円となっており、野村はこれらの特別目的事業体に対して3,076億円の持分を当初から継続的に保有しております。当連結会計年度において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った

金額は942億円となっております。野村はこれらの特別目的事業体との間に、毀損した担保資産を入れ替える契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約を合計22億円結んでおりますが、その他契約外の財務支援は行っておりません。

14. 偶発事象

訴訟およびその他法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」(以下「編纂書450」)に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合は当社に対する損失の発生の蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義され

ております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

以下の野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結計算書類の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2017年5月12日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約480億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつなげる重要な法律問題が解決されていないこと、または⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること等が挙げられます。

2008年1月、ノムラ・インターナショナル PLC(以下「NIP」)は、イタリア共和国ベスカラ州の租税局から、二重課税にかかる英

〔連結〕

伊租税条約(1998年)に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服とし、その取消しを求めています。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry および Fairfield Sigmaの2つのファンド(共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」)が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC(米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」)を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、米国の連邦破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人(以下「Madoff管財人」)が米国の連邦破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。2016年11月、連邦破産裁判所はMadoff管財人が提起した訴訟について請求却下の申立てを認めました。この決定に対し、Madoff管財人は第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものです。

2011年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅用不動産ローン担保証券(以下「RMBS」)の発行体、スポンサー、引受人およびそれらの親会社等多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中にはノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション(以下「NAAC」)、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.(以下「NCCI」)、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.(以下「NSI」)およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.(以下「NHA」)が含まれております。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、ま

たは重要事実が記載されていなかったと主張しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取消または損害賠償を請求しています。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した約406百万米ドルの証券を4回にわたる募集において購入したと主張しています。現在、証拠開示手続きが行われております。

2011年7月、ウエスタン・コーポレート連邦信用組合(Western Corporate Federal Credit Union(以下「WesCorp」))の清算人である米国信用組合管理機構(National Credit Union Administration Board(以下「NCUA」))はRMBSの発行体、スポンサー、引受人等に対してカリフォルニア中部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中にはNAACおよびノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.(以下「NHEL」)が含まれております。WesCorpは募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張していました。WesCorpは2回にわたる募集において約83百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取消または損害賠償を請求していました。2016年10月28日に当事者らは和解し、当該訴訟は取り下げられました。

2011年9月、連邦住宅抵当公庫(Federal National Mortgage Association)および連邦住宅金融抵当金庫(Federal Home Loan Mortgage Corporation)(以下総称して「政府系機関」)の財産管理人である米連邦住宅金融局(Federal Housing Finance Agency)は、RMBSの発行体、スポンサー、引受人およびこれらの親会社等に対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社であるNAAC、NHEL、NCCI、NSIおよびNHAが含まれております。政府系機関はNAACおよびNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張していました。政府系機関は7回にわたる募集において約20億

46百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取消しを請求していました。2015年3月16日から審理が行われ、2015年4月9日に最終弁論が終了しました。2015年5月15日、裁判所の判決が言い渡され、裁判所は政府系機関が被告らに対し訴訟の対象となっているRMBSを引き渡す代わりに、被告らが政府系機関に対し806百万米ドルを支払うよう命じました。当社米国子会社らは第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。被告らは、州証券法に基づき回収可能な訴訟費用および弁護士費用を、控訴審の判決に応じて最大33百万米ドル支払うことに合意しました。

2011年10月、米国中央連邦信用組合(U.S. Central Federal Credit Union(以下「U.S. Central」))の清算人であるNCUAはRMBSの発行体、スポンサー、引受人等に対してカンザス地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中にはNHELが含まれております。U.S. CentralはNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張していました。U.S. Centralは1回の募集において約50百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取消しまたは損害賠償を請求していました。2016年10月28日に当事者らは和解し、当該訴訟は取り下げられました。

2011年11月、NIPはBLMISの破産手続きのために、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所によって任命されたMadoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日(BLMISに対して破産手続きが開始された日)以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき求めています。2016年11月、連邦破産裁判所はMadoff管財人が提起した訴訟について請求却下の申立てを認めました。この決定に対し、Madoff管財人は第2巡回区控訴

裁判所に控訴しました。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。

2013年3月、モンテパスキ銀行(以下「MPS」)は、①MPSの元役員2名および②NIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました(以下「MPS訴訟」)。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11.42億ユーロであると主張しました。

2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引の下で受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しました。

2015年9月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながらNIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げるための申し立てを行いました。2015年12月、イタリアの裁判所は、MPSの元役員が提起している訴訟を除き、NIPに対するすべての訴訟を取り下げる旨の判断をしました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。本和解により前連結会計年度に与えた連結税引前当期純利益への影響額は約340億円の損失であり、その全額をトレーディング損益として計上しました。

2013年7月、MPSの大株主(Fondazione Monte dei Paschi di Siena(以下「FMPS」))は、MPSの元役員およびNIPに対してMPS訴訟と同様の訴えを提起しました(以下「FMPS

〔連結〕

訴訟〕)。この訴えについて、FMPSは、その損害額は少なくとも315.2百万ユーロであると主張しています。NIPは、MPS訴訟およびFMPS訴訟について反論書を提出しました。

なお、2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を發出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および職員2名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月1日、起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、審理が開始されました。

また、NIPはイタリア金融規制当局(CONSOB)より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役員および職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役員および職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられております。NIPは本手続きについて反論書を提出しています。

NIPは、係属中の法的手続きにおけるNIPの正当性を主張してまいります。

2016年1月、イタリアのチビタベッキア自治体(以下「自治体」)はNIPに対してチビタベッキア地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2003年から2005年にかけて自治体が行ったデリバティブ取引に関連するものであり、自治体は、NIPがアドバイザー契約に基づく義務を遵守しなかったとして約35百万ユーロの損害賠償を求めています。NIPは、NIPの正当性を主張してまいります。

2016年6月、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED(以下「NIHK」)は、台北地方裁判所において、Cathay United

Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.、KGI Bank およびHwatai Bank Ltd.(以下総称して「シンジケート団銀行」)からNIHKおよびその関係会社に対して提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務めたUltrasonic AGの子会社に対する60百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。シンジケート団銀行は、NIHKのアレンジャーとしての信義義務違反等を根拠として約48百万米ドルの損害賠償を求めています。NIHKは、NIHKの正当性を主張してまいります。

2017年3月、American International Group, Inc.の子会社数社(以下「AIG」)は、NSIを含む数社および数人の個人に対し、テキサス州ハリス郡州地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2012年に募集が行われた総額750百万米ドルのプロジェクト・ファイナンス社債のうちAIGが購入したと主張している92百万米ドル分に関連するものです。AIGは当該社債の勧誘、募集、発行および販売に関連する重要な不実記載によるテキサス州証券法違反を根拠とし購入の取消または損害賠償を求めています。

国債、国際機関債および政府関連機関債に関連するNIP、その他野村グループ内の該当会社およびその他当事者の活動に対し規制当局による競争法関連の調査が行われております。また、NIPおよびその他野村グループ内の該当会社は、国際機関債および政府関連機関債の流通市場における価格操作により米国独占禁止法等の違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっております。

野村証券株式会社(以下「野村証券」)は日本を代表する証券会社であり、同社の顧客口座数は約536万口座に及びます。同社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失等をめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、2013年4月に法人顧客より提起された2005年から2011年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組

債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を求めるもの、2014年10月に法人顧客より提起された2006年から2012年にかけて行われた為替デリバティブ取引により発生した損失額等の2,143百万円の損害賠償を求めるものが含まれます。これらの訴訟の顧客は、取引契約時点における、野村証券による説明義務違反等を主張していますが、同社はこれらの顧客の主張には理由がないと考えております。

上記に記載したいずれの訴訟においても、当社は、当社子会社による主張が正当に認められるものと確信しております。

当社の米国子会社であるNHA、NAAC、NCCI、NHEL、NSI、ノムラ・アメリカ・モーゲージ・ファイナンスLLCおよびノムラ・アセット・キャピタル・コーポレーションは、米国司法省およびニューヨーク東地区連邦検事局より、2006年および2007年に当社米国子会社がスポンサー、発行、引受け、または勧誘したRMBSに関連して、金融機関改革救済執行法に基づき当社米国子会社に対して民事制裁金等を課すことができるかを調査中であるとする通知を受領しております。当社米国子会社は調査に対して全面的に協力してまいります。

米国証券取引委員会および米国司法省は、商業用および住宅用不動産ローン担保証券取引におけるNSIの元職員数名の行為に対する調査を行っています。NSIはこれらの調査に対し全面的に協力しております。NSIは、米国証券取引委員会が、当該元役員職員に対するNSIの当時の監督状況についての行政手続きを開始すると考えており、問題となっている取引に関連した不当利得の返還等を行う必要が出てくると想定しております。

上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンをRMBSとする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入し

てまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証 (representations) を受け入れてまいりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われれます。各証券化から6年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく初期段階にあります。これらの訴訟は事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は負債計上されている額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

〔連結〕

15. 保証債務

編纂書460「保証」に準拠し、債務保証にともない認識される義務に関して、その公正価値を負債として連結貸借対照表に計上しております。

債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる野村のデリバティブ取引ならびにスタンバイ信用状およびその他の債務保証の潜在的な最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

なお、一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。野村はすべてのデリバティブ取引を公正価値で認識しております。野村は、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

デリバティブ取引⁽¹⁾⁽²⁾ 209,982,338百万円

スタンバイ信用状およびその他の債務保証⁽³⁾ 8,604百万円

- (1) デリバティブ取引の帳簿価額(負債)は4,501,962百万円であります。
- (2) 上記のデリバティブ取引の金額に含まれていない野村が売手となるクレジット・デリバティブの想定元本額は17,604,225百万円であり、その帳簿価額(負債)は37,875百万円であります。
- (3) スタンバイ信用状およびその他の債務保証の帳簿価額(負債)は900百万円であります。

[金融商品に関する注記]

16. 金融商品

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値測定と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場(当該主要市場がないときは最も有利な市場)における取引を想定しております。

金融商品の内容およびリスク

野村のトレーディング業務は、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のためもしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。こうした金融商品にかかる信用リスクの管理は、与信審査、リスク上限の設定および監視手続きによって行われております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があり、また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村の信用リスクは、日本国政府、米国政府、欧州連合(以下「EU」)加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して集中しております。次の表はこうした政府、地方自治体および政府系機関の債券の地域別残高内訳を示しております。なお、店頭デリバティブにつきましては、マスター・ネットリング契約に基づき取引相手ごとに相殺し、かつ担保と相殺した後のエクスポージャー純額は、主な取引先業種である金融機関に対して3,341億円であります。

(単位：億円)

	2017年3月31日				
	日本	米国	EU	その他	合計 ⁽¹⁾
政府債・地方債および政府系機関債	24,943	20,467	13,154	4,790	63,354

(1) 上記金額のほかに、その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当連結会計年度末5,437億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

金融商品の公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品(公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む)はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、野村が取引可能な活発な市場における同一の金融商品の未調整の取引価格。

レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似する金融商品を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積もり、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいております。

〔連結〕

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2017年3月31日現在のレベル別の金額は以下のとおりです。

(単位：億円)

2017年3月31日					
レベル1	レベル2	レベル3	取引相手ごとおよび現金担保との相殺 ⁽¹⁾	当期末残高	
資産:					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 ⁽²⁾					
現物取引	64,778	73,882	2,274	—	140,934
デリバティブ取引	181	231,626	1,782	△223,217	10,372
貸付金および受取債権 ⁽³⁾	0	4,726	663	—	5,389
担保付契約 ⁽⁴⁾	—	10,841	49	—	10,890
その他の資産 ⁽²⁾	7,830	6,715	1,628	—	16,173
合計	72,789	327,790	6,396	△223,217	183,758
負債:					
トレーディング負債					
現物取引	58,578	14,113	20	—	72,711
デリバティブ取引	147	229,832	1,926	△222,698	9,207
短期借入 ⁽⁵⁾	—	3,312	701	—	4,013
支払債務および受入預金 ⁽⁶⁾	—	0	△5	—	△5
担保付調達 ⁽⁴⁾	—	5,369	32	—	5,401
長期借入 ⁽⁵⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾	1,092	20,360	4,102	—	25,554
その他の負債 ⁽⁹⁾	3,514	1,042	11	—	4,567
合計	63,331	274,028	6,787	△222,698	121,448

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手ごとの相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) ASU第2015-07号「1株当たり純資産価額(または同等の価額)を計算する特定の投資に関する開示」の適用により、実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。当期末において、これらの投資はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資に618億円、その他の資産に83億円含まれています。
- (3) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (4) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (5) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (6) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (7) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。

- (8) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (9) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておられません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。このうち、当連結会計年度末において連結貸借対照表計上額と見積公正価値に重要な差額があるものは長期借入です。長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は公正価値オプションの適用に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額もしくは社債の償却原価で計上されております。公正価値オプションを選択しない長期借入の見積公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割引くことにより推計しております。2017年3月31日における

長期借入の連結貸借対照表計上額は71,954億円、その公正価値または見積公正価値の金額は72,180億円となっております。

長期借入金満期年限別金額

2017年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値評価の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：億円)
2018年3月期	4,787
2019年3月期	11,641
2020年3月期	11,736
2021年3月期	8,761
2022年3月期	6,600
2023年3月期以降	28,027
小計	71,552
譲渡取消による担保付借入	402
合計	71,954

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、編纂書860に基づき売却取引ではなく、金融資産により担保され当社に遡及しない資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

[1株当たり情報に関する注記]

17. 1株当たり情報

1株当たり株主資本 ⁽¹⁾	790.70円
基本的1株当たり当期純利益 ⁽²⁾	67.29円

- (1) 1株当たり株主資本は、当社株主資本合計を用いて算出しております。
 (2) 基本的1株当たり当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を用いて算出しております。

決算日後に生じた事象

当社は、2017年4月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

ストック・オプションの行使に伴い交付する株式への充当、資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため。

(2) 取得にかかる事項の内容

- | | |
|-------------|--|
| ①取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | 1億株(上限)
(発行済株式総数に対する割合2.6%) |
| ③株式の取得価額の総額 | 800億円(上限) |
| ④取得期間 | 2017年5月17日から
2018年3月30日
(ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。) |
| ⑤取得方法 | 信託方式による市場買付け
(信託契約の締結の時期およびその内容(買付開始時期含む)その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。) |

〔連結〕

[その他注記]

18. その他の追加情報

税制改正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が2016年11月18日に成立し、2017年4月1日以降に開始する事業年度に予定されていた国税および地方税の税率改正の実施時期が2019年10月1日以降に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は変更ありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生する影響により、繰延税金負債の純額は3,366百万円増加し、法人税等調整額は同額増加しております。

ストック・オプション(新株予約権)の付与

2017年4月、当社はストック・オプションの目的で普通株式の新株予約権を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対して発行することといたしました。発行される新株予約権の総数は約200千個で、その目的である株式は約20百万株の予定です。行使価額は1株当たり1円となっております。新株予約権は発行決議日より約6ヶ月間から最長約7年間権利行使を制限される繰延報酬です。なお、権利行使期間は、権利行使開始より5年間です。

野村は、上記のストック・オプション以外にも、当社の株価等と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる使用人等は、その支給を得るために将来の一定期間当社の使用人等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、支給資格を失います。翌連結会計年度についても、当社は、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対し、当社の株価等に連動した報酬の付与を行う予定です。当社は将来の支給時期直前の一定期間の当社株価等に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

③ 計算書類の個別注記表

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア 時価のある有価証券

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ 時価のない有価証券

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3. 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジする

〔単体〕

ため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンズワップを行っております。

(3)ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他有価証券の株価変動リスクは、トータルリターンズワップによりヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 連結納税制度を適用しております。

〔会計方針の変更〕

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、法人税法の改正にともない、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物にかかる減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる重要な影響はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	3,075,419百万円
短期金銭債務	881,334百万円
長期金銭債権	597,993百万円
長期金銭債務	7,013百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 51,674百万円

3. 差入有価証券等

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等43,207百万円の差入れを行っております。

4. 社債中の劣後特約付社債 318,200百万円

5. 保証債務の残高⁽¹⁾

ノムラ・インターナショナルPLCが行うレポ取引にともなう保証118,905千米ドル、同社が行うデリバティブ取引等にともなう保証2,606,078千米ドルおよび同社が行う借入金、レポ取引等にともなう保証2,156,000千米ドル 546,036百万円⁽²⁾

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート1,036,997千米ドル、2,175,800千ユーロ、225,385千豪ドル、14,000千カナダドル、1,000千ポンド、880,000千南アフリカランド、13,870,000千インドルピー、31,500千ニュージーランドドル、3,334,800千ブラジルリアル、1,450,000千メキシコペソ、1,203,500千トルコリラ、285,000,000千インドネシアルピア、2,840,000千ロシアルーブル、28,000千中国元および1,094,938百万円の元利金の保証 1,697,651百万円⁽²⁾

ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したメディアム・ターム・ノート991,850千米ドル、206,217千ユーロ、6,000千豪ドル、10,496百万円の元利金の保証および同社が行う借入金135,000千ユーロの保証 162,726百万円

ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うデリ

バティブ取引等1,153,110千米ドルの保証
128,998百万円⁽²⁾

ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLCが発行したメディアム・ターム・
ノート204,692千米ドルの元利金の保証 22,899百万円

ノムラ・ファイナンシャル・インベストメント(コリア)Co., Ltd.のデ
リバティブ取引等にもなう48,493千米ドルの保証
5,425百万円

ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.が発行し
たメディアム・ターム・ノート2,434,057千米ドル、670,271千
ユーロ、150千ポンド、51,300千豪ドル、52,200,000千インド
ネシアルピア、675,000千中国元、120,000,000千韓国ウォ
ン、1,283,031千香港ドル、500,000千フィリピンペソおよび
2,695百万円の元利金の保証 402,437百万円

ノムラ・フィックスド・インカム・セキュリティーズ・プライベート・リミ
テッドのデリバティブ取引等における3,328千米ドルの保証
372百万円

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.のレポ取引等
にかかる143,830千米ドルの保証 16,090百万円

インスティネット・パシフィック Ltd.の株取引における463千米
ドルの保証 52百万円

ノムラ・シンガポール・リミテッドが行うデリバティブ取引にもな
う5,117千シンガポールドルの保証 410百万円

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービズ株式会社が行う
デリバティブ取引等にもなう36,706千米ドルの保証
4,106百万円⁽²⁾

ノムラ・リインシュアランス1ICリミテッドの再保険に関する債務
1,037百万円の保証 1,037百万円

(1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従
い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについ
ては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

(2) 野村証券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業収益	436,610百万円
営業費用	69,358百万円
営業取引以外の取引高	34,757百万円

2. 「資産利用料」は、子会社である野村証券株式会社等から受け取
る、当社の保有する器具備品、ソフトウェア等の利用料であります。

3. 「不動産賃貸収入」は、子会社である野村証券株式会社等から
受け取る、店舗等の不動産賃貸料であります。

4. 「商標使用料」は、子会社である野村証券株式会社から受け取
る、当社の保有する商標の使用料収入であります。

5. 「その他の売上高」は、子会社である野村証券株式会社等から受け
取る、業務サービス提供料収入や、有価証券貸借料等であります。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式(株)	3,822,562,601	—	—	3,822,562,601

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式(株)	213,040,769	121,010,524	40,677,868	293,373,425

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

市場買付にもなう増加	120,987,200株
単元未満株式の買取請求にもなう増加	23,324株

減少の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使にもなう減少	40,677,400株
単元未満株式の買増しにもなう減少	468株

〔単体〕

3. 新株予約権に関する事項⁽¹⁾

名称	新株予約権の割当日	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
第34回	2010. 5.18	普通株式	122,100株
第35回	2010. 5.18	普通株式	351,300株
第37回	2010. 7.28	普通株式	516,000株
第38回	2010. 7.28	普通株式	482,700株
第39回	2010.11.16	普通株式	1,209,900株
第40回	2011. 6. 7	普通株式	500,800株
第41回	2011. 6. 7	普通株式	862,800株
第42回	2011. 6. 7	普通株式	1,164,400株
第43回	2011.11.16	普通株式	1,234,400株
第44回	2012. 6. 5	普通株式	622,600株
第45回	2012. 6. 5	普通株式	1,091,200株
第46回	2012. 6. 5	普通株式	1,284,300株
第47回	2012. 6. 5	普通株式	1,013,000株
第49回	2012. 6. 5	普通株式	193,600株
第50回	2012. 6. 5	普通株式	1,645,000株
第51回	2012.11.13	普通株式	1,539,400株
第52回	2013. 6. 5	普通株式	767,800株
第53回	2013. 6. 5	普通株式	967,700株
第54回	2013. 6. 5	普通株式	1,446,100株
第55回	2013.11.19	普通株式	2,681,200株
第56回	2014. 6. 5	普通株式	1,140,300株
第57回	2014. 6. 5	普通株式	1,987,800株
第59回	2014. 6. 5	普通株式	510,600株
第60回	2014. 6. 5	普通株式	1,008,800株
第61回	2014. 6. 5	普通株式	9,112,700株
第62回	2014.11.18	普通株式	2,675,700株
第63回	2015. 6. 5	普通株式	1,788,900株
第66回	2015. 6. 5	普通株式	371,000株
第72回	2016. 6. 7	普通株式	827,200株

(1) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2016年4月27日 取締役会	普通 株式	10,829	3.00	2016年 3月31日	2016年 6月1日
2016年10月27日 取締役会	普通 株式	32,004	9.00	2016年 9月30日	2016年 12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2017年4月27日 取締役会	普通 株式	38,821	11.00	2017年 3月31日	2017年 6月1日

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
有価証券等評価損	161,224百万円
地方税繰越欠損金	32,613百万円
繰延ヘッジ損益	3,202百万円
固定資産評価減	3,225百万円
ストック・オプション	2,470百万円
その他	2,260百万円
繰延税金資産小計	204,993百万円
評価性引当額	△115,083百万円
繰延税金資産合計	89,910百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△18,738百万円
繰延ヘッジ損益	△6,971百万円
その他	△351百万円
繰延税金負債合計	△26,060百万円
繰延税金資産の純額	63,850百万円

税制改正による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が2016年11月18日に成立し、2017年4月1日以降に開始する事業年度に予定されていた国税および地方税の税率改正の実施時期が2019年10月1日以降に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は変更ありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生する影響により、繰延税金資産の純額は2,818百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、自動車、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社および関連会社

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)	摘 要
子会社	野村證券株式会社	(所有)直接100%	諸設備の提供 資金の貸付 役員の兼任	情報処理システム 利用料の受取	105,308	未収収益	16,483	(注1)
				資金の貸付 利息の受取	1,021,637 13,632	短期貸付金 未収収益	695,983 383	(注2,3)
				劣後特約付コミットメントラインの設定 資金の貸付 コミットメントライン設定料の受入	700,000 — 900	関係会社 長期貸付金 —	250,000 — —	(注4)
子会社	ノムラ・インターナショナル PLC	(所有)間接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 保証料の受入	546,036 460	— 未収収益	— 509	(注6)
子会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd.	(所有)直接100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	402,437 137	— 未収収益	— 138	(注7)
子会社	ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	(所有)直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	1,540,658 29,521	短期貸付金 未収収益	1,316,299 2,796	(注2)
子会社	ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカ LLC	(所有)間接100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	539,261 5,159	短期貸付金 未収収益	374,876 1,133	(注2)
子会社	ノムラ・バンク・インターナショナル PLC	(所有)間接100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	162,726 74	— 未収収益	— 75	(注8)
子会社	NHI アクイジション・ホールディング Inc.	(所有)直接100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	140,304 2,659	短期貸付金 未収収益	137,580 147	(注2)
子会社	野村ファシリティーズ株式会社	(所有)直接100%	諸設備の利用や メンテナンス 資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	74,600 1,407	関係会社 長期貸付金 未収収益	74,600 4	(注2)
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.	(所有)直接100%	資金の借入 債務保証	資金の借入 利息の支払	1,002,923 8,605	短期借入金 未払費用	699,300 631	(注9)
				債務保証 保証料の受入	1,697,651 695	— 未収収益	— 700	(注10)
子会社	ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc.	(所有)間接100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	128,998 169	— 未収収益	— 172	(注11)
子会社	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式 会社	(所有)直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	501,307 10,919	短期貸付金 未収収益	447,473 778	(注2,3)
				劣後特約付コミットメントラインの設定 資金の貸付	320,000 —	関係会社 長期貸付金 未収収益	249,483 —	(注5)
				コミットメントライン設定料の受入	193	未収収益	51	
関 連 会 社	株式会社野村総合研究所	(所有)直接27.8% 間接 9.4%	システムソリューシ ョンサービス コンサルティング・ナ レッジサービスの購入	情報処理システム利用料等の 支払	30,159	—	—	(注12)
				ソフトウェア等の購入	20,555	未払金	3,063	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 情報処理システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。
2. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 取引金額および期末残高から注 4. または注 5. の劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。
4. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であり、期末日現在の融資の実行残高は 250,000 百万円であります。
5. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であり、期末日現在の融資の実行残高は 249,483 百万円(取引日時点の為替レートで換算した残高は 230,424 百万円)であります。
6. ノムラ・インターナショナル PLC に対する債務保証は、同社が行うレポ取引やデリバティブ取引等について当社が債務を保証したものであり、保証額に対してレポ取引等は年率 0.04%、デリバティブ取引等は年率 0.125% (当社単独保証) または 0.0625% (野村證券株式会社との共同保証) の保証料を徴求しております。
7. ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd. に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率 0.04% の保証料を徴求しております。

〔単体〕

8. ノムラ・バンク・インターナショナル PLC に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートや借入金の元利金、およびコモディティの支払債務について当社が債務を保証したものであり、保証額に対してメディアム・ターム・ノートおよび借入金は年率 0.04%、コモディティの支払債務は 0.125% の保証料を徴求しております。
9. 資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
10. ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V. に対する債務保証は、同社が発行するメディアム・ターム・ノートの元利金について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率 0.04% (当社単独保証) または 0.02% (野村証券株式会社との共同保証) の保証料を徴求しております。
11. ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. に対する債務保証は、同社が発行するデリバティブ取引等について当社が債務を保証したものであり、保証額に対して年率 0.125% (当社単独保証) または 0.0625% (野村証券株式会社との共同保証) の保証料を徴求しております。
12. 情報処理システム利用料やソフトウェアにつきましては、コンピュータの運営維持にかかる費用やシステム開発にかかる原価、譲渡時の償却後簿価等を勘案し、取引ごとに決定しております。
13. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 715円96銭
1株当たり当期純利益 57円82銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

(新株予約権の発行)

2017年4月、当社はストック・オプションの目的で普通株式の新株予約権を当社および当社の子会社の取締役、執行役および用人等に対して発行することといたしました。発行される新株予約権の総数は約200千個で、その目的である株式は約20百万株の予定です。行使価額は1株当たり1円となっております。新株予約権は発行決議日より約6ヶ月から約7年間権利行使を制限される繰延報酬です。なお、権利行使期間は、権利行使開始より5年間です。

(自己株式の取得)

当社は、2017年4月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

ストック・オプションの行使に伴い交付する株式への充当、資本効率的の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため。

(2) 取得にかかる事項の内容

- ①取得対象株式の種類 普通株式
②取得する株式の総数 1億株(上限)
(発行済株式総数に対する割合2.6%)

③株式の取得価額の総額

800億円(上限)

④取得期間

2017年5月17日から

2018年3月30日

(ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。)

⑤取得方法

信託方式による市場買付け(信託契約の締結の時期およびその内容(買付開始時期含む)その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。)

(企業結合)

当社は、2017年4月1日付で、Nomura Asia Holding N.V. (以下「NAH」) 株式の管理事業に関して有する権利義務を会社分割により野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社に承継しました。

(1) 会社分割の概要

ア. 会社分割後承継企業の名称等

① 名称 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社
(以下「NAPH」)

② 資本金 10百万円

③ 事業内容 持株会社

イ. 分割した事業の内容

NAH 株式の管理事業

ウ. 会社分割を行った主な理由

当社は、野村グループの経営体制の見直しにあたり、2016年3月24日に野村グループのアジア地域のビジネスを統括する持株会社であるNAHの解散および清算(2019年3月31日清算終了予定)を決定するとともに、2016年8月に、新持株会社として日本にNAPHを設立しました。

アジア地域の子会社をNAPHに集約することで、より強固なガバナンス体制を構築し、アジアに立脚したグローバル金融サービスグループとしての足場を固めていきたいと考えています。本件会社分割は、その一環として行ったものであり、各子会社が行っているビジネスに影響を及ぼすものではありません。現在のNAHの子会社は、NAHの清算にともない、NAPHの直下にて業務を継続する予定です。

エ. 会社分割日

2017年4月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、NAPHを吸収分割承継会社とする簡易吸収分割(会社法第784条第2項)

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

ア. 追加取得した子会社株式(NAPH株式)の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	NAH株式	79,749百万円
-------	-------	-----------

取得原価		79,749百万円
------	--	-----------

イ. 当社が取得した子会社株式数

NAPHは、本件会社分割に際して、普通株式1株を発行し、これを当社に交付しております。なお、交付する普通株式数は、両社が協議の上決定しています。